

第 5 1 5 回（定例）福崎町議会会議録

令和 6 年 9 月 6 日（金）
午前 9 時 3 0 分 開 会

○令和 6 年 9 月 6 日、第 5 1 5 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	石 川 治	8 番	小 林 博
2 番	竹 本 繁 夫	9 番	河 嶋 重一郎
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	松 岡 秀 人
4 番	大 塚 記美代	1 1 番	城 谷 英 之
5 番	吉 高 平 記	1 2 番	富 田 昭 市
6 番	植 岡 茂 和	1 3 番	三 輪 一 朝
7 番	宇 崎 壽 幸	1 4 番	前 川 裕 量

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 澤 田 和 也 主 事 阿 保 佑 夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 橋 渉	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	津 田 知 宏	会 計 管 理 者	福 永 知 美
住 民 生 活 課 長	山 本 克 典	総 務 課 長	岩 木 秀 人
企 画 財 政 課 長	蔭 谷 秀 樹	税 務 課 長	岡 本 昌 文
地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造	ほけん年金課長	西 村 由 紀子
福 祉 課 長	小 幡 伸 一	農 林 振 興 課 長	吉 田 利 彦
ま ち づ く り 課 長	山 下 勝 功	上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹
町参事兼学校教育課長	大 塚 謙 一	社 会 教 育 課 長	木ノ本 雅 佳

○議事日程

第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸報告
第 4	報告第 4 号 第 3 5 期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について
第 5	報告第 5 号 令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第 6	議案第 4 4 号 教育委員会委員の任命について
第 7	議案第 4 5 号 令和 5 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について
第 8	議案第 4 6 号 令和 5 年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 9	議案第 4 7 号 令和 5 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 1 0	議案第 4 8 号 令和 5 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 1 1	議案第 4 9 号 令和 5 年度福崎町水道事業会計決算認定について

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 第 1 2 | 議案第 5 0 号 | 令和 5 年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について |
| 第 1 3 | 議案第 5 1 号 | 令和 5 年度福崎町下水道事業会計決算認定について |
| 第 1 4 | 議案第 5 2 号 | 福崎町手話言語条例の制定について |
| 第 1 5 | 議案第 5 3 号 | 福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 6 | 議案第 5 4 号 | 福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 7 | 議案第 5 5 号 | 令和 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について |
| 第 1 8 | 議案第 5 6 号 | 令和 6 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |

○本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 諸報告 | |
| 第 4 | 報告第 4 号 | 第 3 5 期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について |
| 第 5 | 報告第 5 号 | 令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 第 6 | 議案第 4 4 号 | 教育委員会委員の任命について |
| 第 7 | 議案第 4 5 号 | 令和 5 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 8 | 議案第 4 6 号 | 令和 5 年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 9 | 議案第 4 7 号 | 令和 5 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 1 0 | 議案第 4 8 号 | 令和 5 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 1 1 | 議案第 4 9 号 | 令和 5 年度福崎町水道事業会計決算認定について |
| 第 1 2 | 議案第 5 0 号 | 令和 5 年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について |
| 第 1 3 | 議案第 5 1 号 | 令和 5 年度福崎町下水道事業会計決算認定について |
| 第 1 4 | 議案第 5 2 号 | 福崎町手話言語条例の制定について |
| 第 1 5 | 議案第 5 3 号 | 福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 6 | 議案第 5 4 号 | 福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 7 | 議案第 5 5 号 | 令和 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について |
| 第 1 8 | 議案第 5 6 号 | 令和 6 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |

開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 第 5 1 5 回福崎町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
- 初秋の時季となりましたが、まだ暑い日が続く中、皆様におかれましては、ご健勝にてご参集を賜り、誠にありがとうございます。
- さて、本定例会に提案されます案件は、報告第 4 号から議案第 5 6 号までの報告 2 件、議案 1 3 件の計 1 5 件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は１４名でございます。定足数に達しております。よって、第５１５回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから第５１５回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第１は、会議録署名議員の指名であります。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第１２７条の規定により議長が指名いたします。
- １番、石川 治議員
- ７番、宇崎壽幸議員
- 以上、両議員にお願いいたします。

日程第２ 会期の決定

- 議 長 日程第２は、会期の決定であります。
- 会期の決定の件を議題といたします。
- 去る８月３０日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様のお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から９月２７日までの２２日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議 長 異議なしと認めます。
- よって、会期は本日から９月２７日までの２２日間といたします。

日程第３ 諸報告

- 議 長 日程第３は、諸報告であります。
- ６月２１日の第５１４回福崎町議会定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告をさせます。
- 事務局 議会活動報告をいたします。
- 報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
- ７月１６日、神戸市において、兵庫県町議会議長会正副委員長研修会が開催され、議長及び正副委員長が出席いたしました。
- ８月７日、神戸市において、兵庫県町議会議長会広報研究会が開催され、議長及び各委員が出席いたしました。
- その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。
- 以上です。
- 議 長 以上で、議会活動報告を終わります。
- また、例月出納検査の報告書及び陳情書が議長宛てに提出されておりますので、その写しを配付しております。
- 次に、議案の上程及び議案説明であります。
- これより、報告第４号、第３５期株式会社もちむぎ食品センター決算報告につ

いてから、議案第５６号、令和６年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてまでの１５件を議題といたします。

これから上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 皆様、おはようございます。第５１５回定例会を招集しましたところ、全員のご出席を賜り誠にありがとうございます。

９月議会の開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

９月に入りまして、二十四節気では明日から白露でございます。残暑は厳しいですが、朝夕は随分と過ごしやすくなってきたように感じます。

今年は自然現象や社会・政治情勢の面において様々な出来事が起こる年だなど感じています。まず自然現象ですが、新年早々に能登半島で大きな地震が起こり、甚大な被害が発生いたしました。現在も早期の復旧、復興に向けて懸命な努力がなされているところです。そのような中、８月８日に宮崎県日向灘でマグニチュード７．１の地震が発生し、南海トラフ巨大地震の発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まっているとして、南海トラフ地震臨時情報が発表されました。この臨時情報の呼びかけは１週間で解除となりました。この地震では、特段大きな被害は発生していないようなのでその点はよかったのですが、南海トラフ地震の影響を受ける可能性がある地域では、宿泊客のキャンセルや海水浴場の閉鎖が相次ぐなど、お盆の書き入れどきの商機が失われたことはお気の毒であったと思います。今回の臨時情報は幸い空振りでしたが、改めて地震に備えることの大切さを思い起こさせてくれました。

また、台風についても今までにない動きをしています。まず、８月１２日に岩手県に上陸した台風５号です。これまでの台風は、九州、四国、近畿地方に上陸することが多く、太平洋側から東北に上陸する台風はあまり記憶にありません。また、今回の台風１０号にしても、日本列島を非常に遅い速度で縦断するような動きになり、大雨の被害を全国各地にもたらしました。こうした台風の動向については、地球規模の気候変動の影響がこのような形で表れているようにも感じているところで、今後も警戒は怠れないと思っています。

次に社会・政治情勢ですが、国政では、政権与党である自由民主党の総裁選挙の前哨戦が繰り広げられています。８月１４日に岸田首相が総裁選挙に立候補しないことを発表されて以降、報道では様々な立候補予定者の名前が取り沙汰されています。一方で、野党第一党の立憲民主党の代表選挙が明日告示されます。こちらの代表選挙ももっと報道されてもよいところですが、総理大臣に直結する総裁選挙と比べると、野党の党首選挙は注目度が低いようであります。ただ、小選挙区導入の大きな目的の一つが、政策を競って政権交代が可能な二大政党を目指すということでしたので、もっと注目をされてもよいのではないかと思います。いずれにしても、新しい代表者の下で来る衆議院議員選挙や参議院議員選挙が実施されることは間違いありませんので、非常に重要な党首選挙だと思います。

もう一つは兵庫県政についてであります。新聞やテレビなどの主要なメディアだけでなく、ユーチューブなどのＳＮＳでも大きく取り上げられる状況が続いており、今の兵庫県政はまさに危機的な状況であると思っています。神戸新聞と読売新聞に首長へのアンケート調査結果が発表されており、私の意見も多くの首長の回答と同じでありました。何はともあれ、この状況を早く収束させていただきたいと強く思います。

今議会は決算議会であります。令和５年度の決算も４年度に引き続き厳しいものになっています。このままでは、今後も厳しい財政運営になりますので、抜本的な改革が必要だと思っています。議員の皆様と情報を共有しながら、持続可能

なまちづくりを進めていく必要があると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続いて、各課からの所管事項報告です。

総務課では、令和7年度採用の職員採用試験の募集を締め切りました。一般行政職は6人程度の採用予定に対して30人、保健師若干名に対し5人の応募がありました。土木職、建築職については応募がありませんでした。1次試験は、9月22日、福崎町役場で実施します。

今年は、岩手県遠野市と福崎町との友好都市共同宣言を平成26年8月23日に行ってから10周年です。8月26日には、遠野市にて、両市町長と議会議員の皆様のご出席の下、10周年記念式典を行いました。10月中旬の遠野市産業まつりには福崎町からガジロウの初訪問、また、福崎秋まつりには遠野市郷土芸能の演舞披露が予定されており、さらに交流を深めていきます。

選挙管理事務について、選挙人名簿の定時登録者数は、9月1日の基準日現在、男7,341人、女7,964人、計1万5,305人となり、6月の定時登録より28人の減となっています。

企画財政課です。

まち・ひと・しごと創生総合戦略【第3期】について、ワーキンググループを立ち上げ、アクションプランの見直し作業を行っています。

また、厳しい財政状況の中、行政改革を推進するため、課長級以上で構成する行政改革推進本部及び副課長以下で構成する行政改革検討委員会を立ち上げ、第6次行政改革大綱や実施計画の見直し及び事務・事業の検証を行っています。

税務課では、令和6年度町県民税の納税通知書を6月14日に、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納入通知書を7月16日に発送しました。

また、滞納整理対策委員会では、債権管理条例に基づき税・使用料等の債権管理台帳を作成し、情報共有を図るとともに、令和6年度徴収計画に基づき、関係課と連携しながら滞納整理に取り組んでいます。

地域振興課です。

福崎夏まつりは、福崎町ふるさと大使のアルミカンの司会進行の下、和太鼓やダンスなどのステージイベント、総おどりや夜店など通常形態で開催し、約1万人の来場者があり大いに盛り上がりしました。また、企業からの協賛金や住民の皆様からの募金によって800発の花火を打ち上げることができました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

福崎秋まつりは10月26日に開催します。引き続き、各種団体と連携し、地域の交流と活性化に努めます。

第2回手話ダンス甲子園決勝大会を、9月22日にエルデホールで開催します。全国7地区で予選大会を行い、勝ち抜いた23チームが、障がいの有無に関係なく様々な方が交流し、手話を取り入れたダンスパフォーマンスを競います。

ガジロウCUPゴルフ大会を11月4日に福崎東洋ゴルフ倶楽部で開催します。ジュニア大会と合わせて地元からの参加者を募り、関係機関など協力の下、取り組んでいきます。

住民生活課では、6月23日に第31回中播磨地区消防操法大会、7月28日に第31回兵庫県消防操法大会が、いずれも兵庫県広域防災センターにおいて開催され、小型動力ポンプの部で庄分団が両大会において7連覇という素晴らしい成績を収めました。

庄分団は、10月12日に宮城県利府町で開催される第30回全国消防操法大

会に出場します。

秋の全国交通安全運動が、９月２１日から３０日までの予定で実施されます。

福祉課では、手話言語条例（案）について広く意見を募るため、７月にパブリックコメントを実施しました。５人から意見が出され、今議会に提出する条例に、一部の意見を反映しました。

９月は高齢者福祉月間で、２日には最高齢者宅を訪問し、お祝いさせていただきました。２７日にはエルデホールで高齢者芸能慰安会を開催し、曲芸・落語・歌謡ショーなどをお楽しみいただく予定です。

ほけん年金課です。

保健事業については、特定・基本健康診査、がん検診を６月８日から７月２３日までの期間に、土・日を含み１１日間実施しました。

新型コロナウイルスワクチン接種は、令和６年度から定期接種として実施します。６５歳以上の人、６０歳から６４歳で心臓などに障がいのある人が対象で、一部自己負担をしていただき、１０月中旬から個別接種を始める予定です。詳細が決まり次第、報告させていただきます。

農林振興課では、福崎町農業委員会において、８月２９日、３０日の２日間で町内全域の農地パトロールを実施しました。今後、耕作放棄地や不適切な使用等について整理し、所有者等に対し文書による通知や現地立会い等を行い適正な管理となるよう指導します。

集落の裏山で、野生動物による農作物被害が生じている地域において、人と野生動物とのすみ分けを図るため、バッファゾーンを設けるとともに、野生動物の生息地となる広葉樹林やシカの食害等により公益的機能が低下した広葉樹林の整備をする野生動物共生林整備事業を八千種大谷地区で実施します。９月上旬に関係集落において事業実施説明会を行い、その後、整備造成工事に着手します。

令和６年産もち麦の収穫状況は、米澤モチ２号、フクミファイバー合わせて、作付面積１７．４ヘクタール、収穫量約２３．９トンとなりました。

まちづくり課です。

道路橋梁事業では、福崎駅へのアクセス強化を図るため、引き続き町道福崎駅田原線及び千束新町線を、また通学路の交通安全整備として大貫山田線を、それぞれ関係者の協力を得ながら用地買収等を推進していきます。橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検や橋梁の補修工事を実施します。

河川では、今年度も緊急浚渫事業債を活用して支障木の伐採などを実施し、事前防災対策に努めます。

都市計画では、地元及び県と調整を図りながら、土地利用基本計画の変更を実施するとともに、特別指定区域の見直しを進めます。

また、町内に点在する空き家等の適正管理、活用促進については、令和６年６月に指定を受けた空家等活用促進特別区域を有効に活用しながら、空家等対策計画に基づき推進します。

上下水道課です。

水道事業では、市川を横断する八反田水管橋の耐震補強工事の契約を締結しました。今後３年間で、老朽化した水管橋を補強し、災害に強いライフラインの構築を目指します。また、昨年度に引き続き、西治地区において、三ノ宮配水池送配水管更新工事を実施します。今年度は第二工区として、９月末に入札を行う予定です。

雨水幹線整備では、南田原地区の川すそ雨水幹線工事（その１３）は、現在、播但道福崎南ランプの高架下を夜間工事にて施工しています。今後も安全第一で

進めます。福田・駅前地区の直谷第2雨水幹線工事においては、9月末に入札を行う予定で、今年度は最終区間の工事を予定しています。早期の着工を目指します。

上下水道事業審議会においては、現在、下水道事業の適正な使用料水準についてご審議いただいています。今後、適正妥当な答申をいただけるよう事務を進めます。

学校教育課です。

遠野市との児童交流事業ですが、台風10号の接近に備え日程を1日短縮し、8月25日から26日にかけて小学校6年生の児童が遠野市を訪問しました。遠野市との友好都市共同宣言10周年記念式典に出席するとともに、土淵小学校の児童と交流も行うなど、今後につながる大変有意義な時間を過ごすことができました。

小中学校6校の特別教室空調設備等設置工事は、2学期が始まっていますので、児童生徒の学習環境に影響を与えないように配慮しながら、引き続き安全に工事を進めます。

中学校の体育大会を9月14日に開催します。

社会教育課では、明日9月7日、元陸上オリンピック選手の小林祐梨子さん指導の「走って楽しく！スポーツ大好きランニング教室！！」を開催します。

恒例となりました「図書館キャンドルナイト」を9月13日の夕暮れから開催します。

文化講演会は、福崎秋まつりに合わせて野球評論家の金村義明さんによる講演「人生七転び八起き」を、10月26日にエルデホールにおいて開催します。

さて、今議会に提出いたします議案等につきましては、報告2件、議案13件の計15件です。

報告第4号、第35期株式会社もちむぎ食品センター決算報告は、令和5年4月から令和6年3月までの決算内容を報告するものです。

報告第5号、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、報告するものです。

議案第44号、教育委員会委員の任命は、現委員の中田貴子氏の任期満了に伴い、新たに鎌谷正子氏を任命することについて、議会の同意を求めるものです。

議案第45号、令和5年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定から、議案第51号、令和5年度福崎町下水道事業会計決算認定までは、地方自治法または地方公営企業法の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものです。

議案第52号、福崎町手話言語条例の制定は、町民生活におけるコミュニケーションツールとして手話という言語を発展させることで、全ての町民が安全かつ安心に暮らすことができる町を目指すため、条例を制定するものです。

議案第53号、福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第54号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、いずれも上位法令等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第55号、令和6年度福崎町一般会計補正予算（第2号）及び議案第56号、令和6年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、令和6年度の両会計の補正予算について、議会の議決を求めるものです。

以上、報告が2件、人事案件が1件、決算が7件、条例制定が1件、条例改正が2件、補正予算が2件の全15件となっています。

詳細説明は、副町長ほか、担当課長が行いますので、ご審議賜りご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご了承ください。

日程第 4 報告第 4 号 第 3 5 期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について

議 長 日程第 4、報告第 4 号、第 3 5 期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 報告第 4 号、第 3 5 期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、ご説明申し上げます。

株式会社もちむぎ食品センターは、福崎町が 2 分の 1 以上を出資している法人であることから、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、その決算について報告させていただくものでございます。

1 ページをお願いいたします。

事業報告について概要を申し上げます。

第 3 5 期は、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行し、人の動きも活発化しましたが、ウクライナ問題や円安ドル高で原材料等が高騰し、製造業・飲食業の経営は厳しくなっています。

売上高は、1 億 3, 6 7 2 万円で、前年度から 1, 1 2 5 万円の増となりました。コロナ後で各部門売上げは伸びてきましたが、通販部門はお中元・お歳暮の伸びは悪くなってきています。

売上原価は、材料費・資材費の高騰で 8, 9 3 7 万円、前年度に比べ 9 1 7 万円の増となりました。

当期営業損益は、マイナス 2 9 8 万円となりました。前期はマイナス 5 2 5 万円でした。そして、当期純利益は、共済解約金など営業外収益 5 1 1 万円があり、当期損益は 1 9 5 万円の黒字となりました。

レストラン利用客は、4 万 9 5 4 人、前期比 1 0 9 % となりました。客足はコロナ以前に戻りつつあります。

長期借入金は、平成 2 0 年に町から借り受けた 1 億 1, 5 9 2 万円の長期借入金は、第 3 5 期までに 6, 5 9 2 万円を返済し、借入金残高は 5, 0 0 0 万円となりました。今期は 4 0 0 万円の返済を受けております。

各事業実績ですが、第 3 5 期実績、販売店事業 3, 4 2 4 万円、売店 4, 4 3 9 万円、通販 1, 1 2 1 万円、レストラン 4, 6 9 3 万円で、事業全体の売上合計は 1 億 3, 6 7 2 万円となりました。

3 ページをお願いします。

令和 6 年 3 月 3 1 日時点の貸借対照表です。

まず、資産の部、流動資産は現金及び預金から貯蔵品まで合わせて 6, 2 6 5 万 4, 3 2 1 円で、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産と金融機関等への出資金で 4 5 7 万 3 4 8 円で、資産の部合計は、6, 7 2 2 万 4, 6 6 9 円となり、前期とほぼ同額でございます。

負債の部では、流動負債が買掛金から商品券までの合計 1, 5 5 7 万 5, 6 8 4 円、固定負債は町からの長期借入金の残高 5, 0 0 0 万円で、負債の部合計は 6, 5 5 7 万 5, 6 8 4 円となり、前期と比較しますと約 1 9 0 万円の減と

なりました。

純資産の部は、資本金 3, 000 万円は異動なく、利益剰余金は、当期純利益金額が 194 万 5, 314 円で繰越利益剰余金がマイナス 2, 835 万 1, 015 円となりました。純資産の部合計は 164 万 8, 985 円となりました。また、前期の当期純利益金額はマイナス 301 万 6, 963 円で、純資産の部合計は、マイナス 29 万 6, 329 円でした。負債及び純資産合計は、資産の部合計と同額の 6, 722 万 4, 669 円という状況でございます。

4 ページをお願いいたします。

損益計算書です。

売上高合計は 1 億 3, 671 万 7, 118 円。前期と比較しますと約 1, 125 万円の増となりました。売上原価は、期首商品・製品棚卸高・当期商品仕入高・当期製品製造原価の合計から期末商品・製品棚卸高と仕入値引高を差し引いた 8, 936 万 9, 578 円で、差引き売上総利益金額は 4, 734 万 7, 540 円となりました。前期と比較しますと約 208 万円の増となりました。

次に、販売費及び一般管理費は、5 ページに内訳をお示ししておりますとおり、給料手当 2, 047 万 716 円や消耗品費、保険料、施設・保守管理費などの合計 5, 032 万 3, 167 円です。

4 ページに戻ってください。

中段ほどの営業利益はマイナス 297 万 5, 627 円となりました。前期は、マイナス 524 万 6, 875 円でした。

営業外収益は、雑収入として町補助金・共済解約金など 510 万 5, 318 円の収入があり、経常利益金額は 213 万 455 円となりました。そして、法人税等を差し引いた当期純利益金額は 194 万 5, 314 円の黒字となりました。前期はマイナス 301 万 6, 963 円でした。

原材料・物価・エネルギー高騰の中、製造業・飲食業の経営はますます厳しくなっていますが、そのような状況下でも、もちむぎ食品センターの努力と社長の経営手腕などで持続的な安定した運営に努められ、最終利益は黒字を確保することができました。

なお、売上原価の 8 行目、当期製品製造原価 7, 664 万 849 円の内訳を、6 ページに製造原価報告書としてお示ししております。

材料費は、2, 973 万 931 円。労務費は、レストラン、売店、麺工場等に係る人件費で 3, 531 万 461 円、製造経費はそうめん、精麦、カステラなどの外注加工費や水道光熱費、保険料などの 1, 159 万 9, 457 円、合計で当期製品製造原価は 7, 664 万 849 円となりました。前期と比較しますと約 811 万円の増となりました。原材料や労務費の仕入れコストが増えたことによります。

7 ページをお願いします。

株主資本等変動計算書です。

貸借対照表の純資産の部において、第 35 期に変動があった項目をお示ししています。変動額については、いずれも当期純利益金額 194 万 5, 314 円によるものですが、繰越利益剰余金及び利益剰余金合計が当期首残高マイナス 3, 029 万 6, 329 円から当期末残高マイナス 2, 835 万 1, 015 円に。株主資本合計及び純資産の部合計は、当期首残高マイナス 29 万 6, 329 円から当期末残高 164 万 8, 985 円となっています。

また、8 ページには重要な会計方式に係る注記として棚卸資産の評価方法や減価償却の方法、消費税の会計処理における採用方式を記述するとともに、株式

の発行総数が600株であることをお示ししております。

9ページです。

9ページには監査報告書を添付しておりますのでご確認ください。

10ページです。

第36期の事業計画となります。

1の売上高は、第35期並みとし、5の営業利益をプラス150万円を目標に効率的な運営に取り組んでいくこととしております。

次に、報告第4号説明資料をお願いいたします。

1ページです。

第35期の事業実績表です。

上段は各部門別の月別の実績、下段はレストランの利用者数で、営業日数は308日、利用者は4万954人、前期より3,374人増えました。通販件数につきましては、右下の1,698件でした。

2ページです。

左面に組織表、社員数18名と右面には役員名簿でございます。

3ページです。

商品一覧表と、右面にはもち麦の収穫・在庫状況の推移を添付しております。期末のもち麦の在庫量は211トンでございます。後ほどご確認ください。

以上、報告第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第 5 報告第5号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議 長 日程第5、報告第5号、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 報告第5号について、ご説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して9月議会に報告させていただくものであります。

監査委員の意見書につきましては、議案と一緒に配付しておりますのでご参照願います。

それでは、議案の2ページ目をご覧ください。

まず、1の健全化判断比率では、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率につきましては、各会計において、赤字額が発生しておりませんので、該当はありません。

③実質公債費比率は、12.3%、④将来負担比率は、67.4%です。

それぞれの指標における早期健全化基準並びに財政再生基準は、表にお示ししているとおりであります。

2の資金不足比率は、各会計とも資金収支が黒字のため、該当はありません。なお、経営健全化基準は20%となっております。

報告第5号資料に算定内訳等を添付しておりますので、資料に添って補足説明をさせていただきます。

資料の3ページをお開きください。

実質赤字比率は、左上の一般会計等が対象でありまして、実質収支額を標準財政規模で除したマイナス1.84%となりました。実質収支が黒字の場合はマイナス表示となります。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計等に全ての特別会計・公営企業会計を加えたものが対象でありまして、右下の表になりますが、全会計における実質収支額及び資金剰余額の合計を標準財政規模で除したマイナス23.67%となりました。

実質公債費比率につきましては、資料の4ページをご覧ください。

実質公債費比率の対象となる公債費等は①の元利償還金の額から⑦一時借入金の利子までの合計が該当しまして、⑧の特定財源から⑪の密度補正の元利償還金の合計につきましては、特定財源や普通交付税算入分など、公債費等から除外する項目となっています。

算定結果は、中段の右寄りになりますが、令和5年度の単年では、12.77874%と令和4年度に比べ1.1ポイント減少しております。3か年平均では12.3%で、前年度に比べ1.1ポイント増加しております。

3か年平均における増加の要因は、令和5年度と令和2年度の比較になりますが、①一般会計の地方債の元利償還金が約1億1,100万円増加、⑨から⑪の交付税算入公債費が7,200万円減少したことなどにより、実質公債費比率の分子が約1億9,300万円増加しました。また、分母も⑫から⑭を足した標準財政規模が約2億5,900万円増加したことなどにより約3億3,100万円増加しましたが、分子の増加率が分母の増加率を上回ったことが増加の要因であります。

将来負担比率については、資料5ページをご覧ください。

対象となる将来負担額は、上段に記載しております地方債の現在高から退職手当負担見込額までの各項目で、合計は下段の算式中、A欄157億787万7,000円です。この将来負担額に対する充当可能財源等は、中段にお示ししておりますとおりで、合計は、下段のB欄123億9,879万7,000円でA引くBの実質負担額は33億908万円です。この実質負担額を、標準財政規模C欄から普通交付税に算入された公債費等の額D欄を控除しましたC引くDの分母49億383万4,000円で除したものが将来負担比率で、67.4%となっています。前年度は62.9%でありましたので、4.5ポイント増加しております。

増加の要因ですが、分子では、将来負担額Aが地方債の償還が進んだことなどにより4億3,800万円減少しておりますが、充当可能財源等Bが充当可能基金の財政調整基金の取崩しや交付税算入見込額の過去の公債費の算入終了などにより7億2,600万円減少しており、これによりA引くBの分子が2億8,800万円増加、分母では、Cの標準財政規模が普通交付税の増加などにより8,000万円増加、Dの算入公債費等の額が過去の公債費の算入終了などにより2,400万円減少したことなどで、C引くDの分母が1億400万円増加しました。将来負担比率はA引くBの分子割るC引くDの分母で算定され、増加要因である分子の増加が減少要因である分母の増加を上回ったことが増加の要因となっております。

最後に、公営企業会計における資金不足比率につきましては、資料6ページをご覧ください。

資金不足額・剰余額につきましては、右から7列目(8)の列になりますが、法適用企業会計の、水道事業、工業用水道事業、下水道事業会計、これらの資金不足額、剰余額は、主に流動資産から流動負債を控除したものが資金剰余額であります。いずれの会計も資金収支は黒字であり、資金不足は発生しておりません。

以上が各指標の概要であります。よろしくお願い申し上げます。

日程第 6 議案第 4 4 号 教育委員会委員の任命について

議長 次、日程第 6、議案第 4 4 号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

副町長 議案第 4 4 号、教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、町長が議会の同意を得て行います。

教育委員会は、教育長と 4 名の教育委員で組織されており、教育に関する事務の管理、執行を行います。委員の任期は 4 年であります。

現教育委員の中田貴子氏が、令和 6 年 9 月 3 0 日で任期満了となります。その後任として、鎌谷正子氏を任命したいので、議会の同意をお願いするものであります。

鎌谷氏の住所は、福崎町大貫 1 3 9 4 番地、昭和 3 4 年 1 月 2 2 日生まれの 6 5 歳でございます。

経歴につきましては、議案第 4 4 号資料をご覧ください。最終学歴、職歴につきましては、ページ左側に記載のとおりです。ページ右側には、教育委員としての抱負をお示ししております。また、参考としまして、ページ左側下部には教育委員の任期一覧表をお示ししておりますので、ご参照ください。

鎌谷氏は、人格が高潔で教育及び文化に関し高い理解力をお持ちでございます。抱負では、福崎町の将来を担う子どもたちの健やかな成長の手助けの一端を担いたいと掲げられておりまして、その実現に向けて取り組んでいただけるものと確信しておりますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 7 議案第 4 5 号 令和 5 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第 4 6 号 令和 5 年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第 4 7 号 令和 5 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 0 議案第 4 8 号 令和 5 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長 日程第 7、議案第 4 5 号、令和 5 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 1 0、議案第 4 8 号、令和 5 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 4 議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

会計管理者 議案第 4 5 号から議案第 4 8 号までの 4 議案について、決算書、決算報告書及び議案説明資料により、概要説明をいたします。

まず、議案第 4 5 号は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、一般会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

初めに、決算書の一般会計 2 6 0 ページをお開きください。決算書です。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 9 1 億 5, 3 8 3 万 7, 8 7 6 円、歳出総額 9 0 億 2, 2 5 7 万 3, 0 8 2 円、差引き額 1 億 3, 1 2 6 万 4, 7 9 4 円のうち、翌年度へ繰り越す

べき財源は、繰越明許費繰越額 2, 598 万 7, 000 円で、実質収支額は 1 億 527 万 7, 794 円となり、令和 6 年度へ繰り越します。

261 ページから 268 ページまでは、財産に関する調書で、公有財産、物品、基金及び債権の保有内容をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続いて、決算の概要を説明いたします。

議案第 45 号説明資料、2 ページをお願いいたします。

初めに歳入についてでございます。

表の一番下、歳入総額は、91 億 5, 383 万 7, 876 円で、対前年度比 7, 420 万 8, 199 円、0.8% の増となりました。内訳は、一番上、第 1 款の町税 33 億 4, 227 万 3, 853 円から一番下、第 22 款の町債 5 億 7, 448 万円まででございます。

次に資料 4 ページをご覧ください。歳出です。

表の一番下、歳出総額は 90 億 2, 257 万 3, 082 円、対前年度比 1 億 2, 282 万 7, 554 円、1.4% の増となりました。内訳は、一番上、第 1 款の議会費 1 億 1, 583 万 7, 127 円から第 10 款の公債費 10 億 7, 906 万 4, 281 円まででございます。

款別の説明をいたします。

まず歳入です。議案資料の 2 ページにお戻りください。

歳入総額の 36.5% を占める町税の収納額は、前年度比 2, 793 万 5, 718 円、0.8% の減となりました。

3 ページの表をご覧ください。

個人町民税は、納税義務者の若干の増加や平均所得の伸びにより、約 1, 450 万円、1.6% の増、法人町民税は、原材料価格の高騰に伴う仕入価格の上昇等が企業利益の減少に大きく影響し、約 1, 100 万円、3.9% の減。

固定資産税の土地は、東部工業団地の区画拡張及び宅地化の増加などにより、約 240 万円、0.4% の増、家屋は、新築家屋への課税により、約 1, 000 万円、1.2% の増、償却資産は、事業所が設備投資を控えたことなどにより、約 4, 400 万円、7.6% の減。

軽自動車税は、環境性能割の対象車両の増加などにより、約 280 万円、3.9% の増、町たばこ税は、販売本数の減少により、約 240 万円、1.5% の減となりました。

資料の 2 ページをお願いいたします。

地方譲与税は、前年度比 37 万 2, 000 円、0.5% の増、利子割交付金は、10 万 9, 000 円、7.8% の減、配当割交付金は 290 万 1, 000 円、14.0% の増、株式等譲渡所得割交付金は 1, 036 万円、70.2% の増、法人事業税交付金は 181 万 8, 000 円、2.6% の減、地方消費税交付金は 797 万 2, 000 円、1.6% の減、ゴルフ場利用税交付金は 61 万 855 円、4.3% の減、環境性能割交付金は 52 万 8, 000 円、3.7% の増、地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増により、1, 297 万 5, 000 円、34.6% の増、地方交付税は、基準財政需要額の増などにより、1 億 3, 353 万 8, 000 円、8.6% の増、交通安全対策特別交付金は 34 万 2, 000 円、12.5% の減、分担金及び負担金は 38 万 2, 985 円、0.2% の減、使用料及び手数料は 184 万 1, 198 円、2.3% の増、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（物価高騰分及び重点支援分）の減などにより、1 億 1, 21

3万1,709円、9.8%の減、県支出金は764万5,642円、1.4%の増、財産収入は140万8,285円、17.4%の増、寄附金は、ふるさと応援寄附金の増により、1,729万4,497円、23.2%の増、繰入金は、財政調整基金繰入金の増などにより、1億4,062万4,000円、59.8%の増、繰越金は1億2,003万5,441円、40.0%の減、諸収入は、給食費無償化による給食費納付金の減などにより、4,476万4,715円、14.7%の減、町債は6,082万3,000円、11.8%の増となりました。

次に、歳出の款ごとの説明を、決算報告書により行います。

決算報告書をお願いします。決算報告書43ページをお開きください。

1款、議会費です。

議会費では、定例会4回と臨時会2回が招集され、議案96件、報告11件について慎重に審議しました。それぞれについて適正妥当な結論を導き、議会の権能と責任を果たすよう努め、町民に分かりやすい開かれた議会活動と円滑な議会運営を行いました。

I C T化やペーパーレス化を図るため、タブレットを導入しました。

次に、2款、総務費です。

45ページ、一般管理費の一般管理一般事務費では、令和5年4月から個人情報の保護に関する法律が大幅に見直されたことを受けて、福崎町個人情報安全管理措置要綱を制定し、個人情報を適正に管理していく仕組みを構築しました。

役場本庁舎、第2庁舎及び保健センターにおいて、入退庁・出退勤管理システムを導入しました。

53ページ、会計管理費の会計一般事務費では、指定金融機関の事務取扱手数料及び振込手数料等の有料化に伴い、4月から振込依頼データの伝送サービスを導入しました。

55ページ、財産管理費の庁舎管理事業では、役場本庁舎において、照明設備のLED化、防犯カメラの設置、2階男子トイレ改修工事、時計台改修工事を行い、第2庁舎西側においては、伐採樹木跡地の除根作業を実施しました。

59ページ、企画費の総合計画策定事業では、令和4年度から引き続き、アンケート調査の集計や将来人口推計、基本構想・基本計画案の策定等を行い、諮問機関である総合計画審議会の答申を経て、令和6年3月議会で第6次総合計画の策定が議決されました。

60ページ、地域振興費では、自立（律）のまちづくり交付金事業や地域交流広場事業、アドプト事業、ふるさと応援寄附金事業を行いました。

63ページ、福崎夏まつり及び福崎秋まつりは、新型コロナウイルス感染症による制限がなくなったことに伴い、4年ぶりに通常形態で開催しました。

64ページ、ふるさと応援寄附金事業では、町外の多くの寄附者に応援してもらえるように、ポータルサイトの内容の充実、記念品の拡充と記念品協力事業者を増やすなど、寄附額の増加に努めました。

66ページ、地域活性化事業では、新たな取組として、T o F a n - k e y F u k u s a k i 2 0 2 3（全国手話ダンス甲子園事業）及びF u k uランタン事業を開催し、地域活性化、共生のまちづくりを進めました。

70ページ、交通対策費の交通安全対策事業では、全国交通安全運動、交通事故防止運動を実施し、交通安全意識の高揚と、交通事故防止を啓発しました。また、交通安全対策基金を活用し、凍結防止カーブミラーの設置や通学路カラー舗装工事を実施しました。

72 ページ、文珠荘管理費では、ふれあいの館として、利用しやすい施設を目指し、適正な管理運営に努めました。物価高騰の影響があった中で、浴場や大広間の改修などを実施し、住民サービスの向上を図りました。

76 ページ、戸籍住民基本台帳費の総合窓口管理事業では、窓口の混雑緩和とスムーズな案内を目的として、7 月から窓口番号発行案内システムの運用を開始しました。

80 ページ、選挙費の兵庫県議会議員選挙事業では、令和5 年4 月執行の兵庫県議会議員選挙は、神崎郡選挙区では無投票となりました。また、81 ページ、任期満了に伴う福崎町長選挙も無投票となりました。

84 ページ、監査委員費では、公正で合理的な行政運営確保のため、福崎町監査基準及び監査計画に基づいて決算審査を5 日、定期監査を4 日、例月出納検査を12 日、延べ21 日間の監査等を行いました。

議長 説明の途中ですが、しばらく休憩をいたします。
再開を10 時45 分といたします。

◇

休憩 午前10 時31 分

再開 午前10 時45 分

◇

議長 会議を再開いたします。

会計管理者 次に、3 款、民生費です。

85 ページをお願いします。

社会福祉総務費では、民生委員・児童委員活動、社会福祉協議会への委託料・補助金及び巡回バス運行補助、給付金支給等に要した費用を支出しました。

社会福祉一般事務費では、各種団体に対する負担金を支出するとともに、長引く物価高騰の影響で、貧困や生活困窮に対する課題が続いていることを受け、フードドライブの実施や就労支援に取り組みました。

88 ページ、社会福祉協議会運営委託事業では、福祉施策がより有効に実施できるように、給食サービス事業やミニデイ事業、障がい者相談支援事業等を委託して実施しました。

102 ページ、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業では、物価高騰の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活の支援を受けられるよう、令和5 年度に住民税非課税になった世帯等に対して、1 世帯当たり3 万円を給付しました。また、臨時給付金給付事業では、住民税非課税世帯に対して、1 世帯当たり7 万円を給付しました。

104 ページ、巡回バス運行事業では、巡回バス「サルビア号」は、まちなか便1 台、郊外便2 台の計3 台での運行を行い、利用者の利便性向上に努めました。

106 ページ、障害福祉費では、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉の充実と向上を図りました。また、関係団体及び機関と連携を図りながら障がいへの理解を深め、ライフスタイルに応じた情報提供やサービス提供を行いました。

117 ページ、老人福祉費では、老人クラブへの助成金、敬老祝賀に要した経費、中播広域シルバー人材センター運営費、老人福祉給付、通院支援サービス、人生いきいき住宅助成、介護保険利用者助成、介護保険事業特別会計繰出金などを支出しました。

124 ページ、医療助成費では、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、母子

家庭等、高齢重度障害者及びこどもの福祉増進を図るための医療費助成事業に要した費用を支出しました。

議案資料の28ページ、29ページに福祉医療費の月ごとの実績表や年度比較表をお示ししていますので、ご参照ください。

131ページ、養護老人ホーム運営費では、環境上の理由及び経済的理由により、家庭での生活が困難な高齢者を受け入れて、生活援助を行いました。令和5年度措置人数は月平均41.6人でした。

133ページ、児童福祉総務費では、児童の健全な育成のため、障がいのある児童に対して年金や就学援助金を支給したほか、母子・父子家庭にも就学援助金を支給しました。また、赤ちゃん誕生祝記念品として絵本等を贈呈しました。

135ページ、学校教育課における子ども子育て支援事業では、福崎町第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けて、町内在住の小学生以下の子どもがいる家庭を対象に、アンケート調査を実施しました。

病気やけがで集団生活ができない児童と保護者への支援を行うため、神崎郡3町で病児保育事業を実施しました。

136ページ、保健センターにおける子ども子育て支援事業では、妊娠期から全ての子どもと家庭を対象に、継続的支援を行うため設置したふくさきっこステーションでは、子ども家庭支援員による家庭自立相談を継続し、要支援者を個別で相談対応しました。

137ページ、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業では、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯を支援するため、国施策として対象児童1人当たり5万円を支給しました。

138ページ、児童手当費では、次代を担う児童の健全な育成と資質の向上、家庭生活の安定を目的として、児童手当を支給しました。

139ページ、保育所費では、福崎町に住所を有し、保護者の就労等の事情により町外の保育所を利用した児童の費用について、該当する私立保育所等の設置者に対して委託料等を支出しました。

140ページ、認定こども園費では、町内及び町外の認定こども園を利用し、就学前教育・保育を希望する児童のための費用を支出しました。

職員の業務負担の軽減と保護者の利便性向上を図るため、園内のネットワーク環境等を整備し、保育業務支援システムを導入しました。

147ページ、子育て支援施設費では、子育て中の親子が気軽に集い、交流できる場を提供し、子育てに関する相談や情報提供を行うことにより、子育ての孤立化や負担感の軽減を図りました。

150ページ、学童保育費では、共働き家庭など、学校から帰宅しても誰もいない留守家庭の小学生の保護・健全育成を図ることを目的に、学童保育を行いました。

放課後子ども教室では、地域の大人との交流を通じ、子どもの居場所づくりに努めました。

154ページ、災害救助費では、台風7号に備えて出動した職員に対する手当の支給や、能登半島地震の被災地支援のための職員派遣の費用を支出しました。次に、4款、衛生費です。

157ページ、保健衛生総務費では、母子保健事業及び食育推進事業、救急医療体制整備、保健事業協力団体等への負担金及び補助金など、保健行政に要した費用を支出しました。

160ページ、母子保健事業では、健やかに妊娠期を過ごし、安心・安全な出

産を迎え、母子ともに健康に過ごせるよう支援しました。

令和５年度から特定不妊治療及び一般不妊治療に要した費用の一部を助成する事業を開始しました。

１６２ページ、食育推進事業では、福崎町すこやかヘルスプランに沿って、ライフステージに応じた食育事業に取り組みました。

１６４ページ、妊娠出産子育て応援給付金給付事業では、妊娠期から出産・子育てまで、一貫して身近で相談に応じ、ニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実と、経済的負担軽減を一体的に実施しました。

１６６ページ、予防費では、住民の健康増進のため、予防的対策として、予防接種事業、成人保健事業、自殺対策事業などを行いました。

予防接種事業では、安全で適正に接種できる体制を整えるとともに、任意予防接種助成事業も継続し、感染予防と住民の健康増進を目指しました。

１７１ページ、成人保健事業では、６月と７月に町ぐるみ健診を１１日間実施しました。また、未受診者を対象に１１月に２日間健診を行いました。

１７５ページ、自殺対策事業では、福崎町すこやかヘルスプランに基づき、自殺対策をこころの健康づくりの観点から、相談事業や健康教育を実施しました。

１７６ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、特例臨時接種の位置づけが継続されたため、国の指針に基づき、６５歳以上の高齢者等に春夏接種、初回接種を終了した全ての住民を対象に秋冬接種を行いました。

１８０ページ、公害対策費では、工場等からの公害発生を未然に防止するため、事業場からの排水や主要河川の水質を調査するとともに、ゴルフ場からの周辺環境への影響を監視するため、関係する池や河川の水質を調査しました。

１８２ページ、自然保護費では、自然歩道の補修や維持管理を行い、利用を促進しました。また、福崎町自然歩道を歩こう大会を開催し、自然保護に対する認識を深めました。

１８４ページ、し尿処理費では、中播衛生施設事務組合への負担金やし尿くみ取り業務等、し尿処理に要した費用を支出しました。

議案資料の３０ページ、３１ページに、中播衛生施設事務組合の決算概要等をお示ししていますので、ご参照ください。

１８６ページ、ごみ処理費では、くれさか環境事務組合、中播北部行政事務組合への負担金やごみ収集・運搬業務等、ごみ処理に要した費用を支出しました。次期ごみ処理施設の建設では、用地取得などを実施しました。

議案資料の３２ページから３４ページまでに、くれさか環境事務組合の決算報告書等、また、３５ページには、中播北部行政事務組合会計の決算概要をお示ししていますので、ご参照ください。

次に、５款、農林水産業費です。

１９１ページ、農業委員会費では、農地法に基づく農地の許認可などの法令事務や、農地対策として、農地の確保と農地利用の最適化の推進に取り組みました。また、農地パトロールを実施し、耕作放棄地の解消に努めました。

１９４ページ、農業振興費では、地域における営農活動に対して支援を行い、農業経営の安定化を図るとともに、特産もち麦の産地振興及び農産物の生産・供給体制を整え、地産地消を推進しました。

２００ページ、農地集積・集約化支援事業では、今後は人・農地プランが法制化されるため、令和５年度から、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定を進め、説明会及びアンケート調査を実施しました。

２０２ページ、中山間地域等直接支払推進事業では、農業生産条件が不利な中

山間地域等において、農地を継続的に維持・管理していく集落を対象に、農業生産活動を支援しました。

203 ページ、多面的機能支払交付金事業では、高齢化の進行や農業の担い手不足により集落機能が低下し、適切な維持管理が困難となっている農地・農業用施設等の地域資源に対し、地域ぐるみで行われる取組を支援しました。

208 ページ、農業構造改善施設運営費では、春日ふれあい会館と春日山キャンプ場の管理運営と施設改修を行いました。

春日山キャンプ場では、老朽化していたバンガロー1棟を解体し、森林環境譲与税を活用して、テントサイトデッキを設置しました。

210 ページ、水田活用推進対策費では、国が実施する経営所得安定対策の下、水田収益力強化を推進しました。

211 ページ、農地費では、農業経営の生産性を高めるため、経営の安定に資する農業基盤の整備に要した費用を支出しました。

213 ページ、町単土地改良事業では、土地改良関係団体等により施工された土地改良等事業に対し、補助金を交付しました。

216 ページ、国土調査費では、国土調査法に基づく地籍調査に要した費用を支出しました。

218 ページ、県営ほ場整備事業では、高岡福田地区のほ場整備事業に要した費用を支出しました。

221 ページ、ため池整備事業費では、水害、地震対策を必要とするため池等の整備及び点検を実施し、農村地域の防災力向上を図りました。

222 ページ、町営ため池整備事業では、改修工事实施予定である（南大貫）宮の池の実施計画策定業務を実施しました。

223 ページ、林業振興費では、森林の有する多面的機能の持続を図るための里山整備や森林整備、有害鳥獣駆除に要した費用を支出しました。

松くい虫被害木の伐倒を実施し、環境保全と景観の改善を図りました。有害鳥獣駆除事業については、福崎町猟友会と連携して駆除活動を行うとともに、防護柵を設置し、農林業被害の軽減に努めました。

次に、6 款、商工費です。

233 ページ、商工総務費では、工業団地協議会との調整や工業団地調整池の維持管理費等に要した費用を支出しました。また、企業進出のニーズに対応すべく、福崎町西部工業団地拡張基本計画検討業務を実施しました。

236 ページ、商工業振興費の中小企業振興事業では、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者への売上支援策として、商工会事業によるプレミアム付商品券を発行しました。また、令和5年度より、新たに福崎町内で起業を行う者に対して補助金を交付する福崎町創業支援補助金を実施しました。

237 ページ、観光振興事業では、地域の活性化と駅前・辻川観光交流センターのにぎわいづくりを図りました。観光PR動画作成、ガジロウ10周年事業などを実施し、令和5年度の観光客入り込み数は、過去最高の約70万1,000人となりました。

244 ページ、春日山整備事業では、兵庫県事業でスマホアプリ「西播磨の山城へGO」に春日山城が採用されたことを記念して、初めて「いざ登らん！春日山城！」を地域活性化イベントとして開催しました。また、ホームページの制作を行いました。

245 ページ、もちむぎのやかた管理事業では、第35期も新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、もちむぎのやかたレストラン利用人数は、第

34期と比較して9%の増となりました。

246ページ、インバウンドの地方誘客・消費拡大促進観光コンテンツ造成支援事業では、観光庁の補助を受け、英訳版観光マップや妖怪ベンチガチャピーの制作、妖怪土産の製造に取り組みました。

248ページ、消費者行政費では、町民がより安全で安心して生活できるよう、消費者の被害を未然に防止するための講座や相談事業を実施しました。

252ページ、企業会館運営費では、指定管理者の福崎工業団地協議会に、企業会館の運営及び管理を委託しました。

次に、7款、土木費です。

255ページ、道路橋梁総務費では、道路橋梁全般の管理に要する費用を支出しました。

256ページ、道路維持管理事業では、道路安全施設の修繕及び街路樹剪定や道路清掃などの美化作業を推進し、通行の安全確保、交通事故の防止に努めました。

257ページ、道路改修費では、道路構造物の老朽化、また、交通量の増加により、損傷が著しい道路等について、改修、維持補修などを行いました。

道路維持改修事業では、地域から改修要望のある生活道路の維持改修工事、損傷した舗装の修繕工事、区画線が薄くなった箇所の再設置工事及び状況に応じた緊急対策工事を実施しました。

261ページ、道路新設改良費では、町道福崎駅田原線は用地測量、物件調査、用地買収、物件移転補償、町道千束新町線は用地測量、物件調査、町道大貫山田線は測量設計、物件調査を行いました。

263ページ、橋梁改修費では、橋梁を計画的・効率的に維持管理し長寿命化を図るための定期点検、補修工事等を行いました。

令和4年度に引き続き、道路橋定期点検業務を実施したほか、高橋橋、福崎歩道橋の補修工事を実施しました。

265ページ、河川改修費では、県河川の美化事業として、県と委託契約を締結して、市川、七種川の清掃及び草刈り等を実施し、河川環境の美化に努めたほか、町河川の土砂浚渫を実施し、災害の未然防止を図りました。

266ページ、都市計画総務費では、都市計画審議会の運営や地域公共交通活性化協議会の開催、路線バスを維持確保するための損失補填に係る補助金の交付、屋外広告物の許可・指導等に要した費用を支出しました。

272ページ、まちづくり事業費では、ユニバーサル社会の実現や市街地整備の推進、市街化調整区域における活力維持に向けた検討に要した費用を支出しました。

274ページ、公園管理費では、市川河川公園やイーストパーク、ふれあい広場等を適切に維持管理しました。あわせて、福崎浄化センター修景施設を改修し、令和5年度は、要望の多かった多目的トイレや日よけ、屋外時計等を設置しました。

278ページ、住宅管理費では、町営住宅の維持管理に要した費用を支出しました。令和5年度は、山崎団地3棟について解体撤去工事を行いました。5年度末現在の管理戸数は148戸です。

280ページ、空家対策事業では、空き家バンクの登録、更新及び空き家の実態把握のため、各集落への空き家情報の照会、空き家の現地確認にかかる費用を支出しました。

令和5年度は、空き家等に関する対策方針等を定めた空家等対策計画を策定し

ました。５年度末の空き家件数は３８３件です。

次に、８款、消防費です。

２８３ページ、常備消防費では、姫路市への消防事務委託に要した費用、中播消防署本署移転候補地の調査にかかる費用を支出しました。令和５年中の火災発生は、福崎町分で１３件、救急出動は９９０件でした。議案資料の３６ページに消防事務委託経費の決算概要をお示ししていますのでご参照ください。

２８６ページ、非常備消防費では、災害から郷土を守るため、１本部３２分団６００人及び機能別消防団員３０人の体制で消防施設を効果的に使い、消防活動を行いました。火災・警戒出動は２，２８８人、訓練等出動は１，７９８人でした。

令和５年度は、消防団からの要望により、消防団あり方検討委員会を設置し、３回開催しました。

２８９ページ、消防施設費では、災害が発生した場合に、より充実した消防力で対応できるよう、消防ポンプ等の施設の充実を図りました。令和５年度は、３分団においてポンプ付積載車を更新しました。

同じページ、防災対策費では、移動系防災行政無線設備の保守点検、兵庫県衛星通信ネットワーク施設等の維持管理、防災備蓄備品の購入などを行い、災害対応力の向上を図りました。

次に、９款、教育費です。

２９３ページ、教育委員会費では、地方教育行政全般の運営推進に要した費用を支出しました。教育委員会の会議は、定例会１２回を開催し、教育上の諸問題について協議しました。

２９４ページ、事務局費では、不登校指導員等の配置により、児童生徒の問題解決に早期に対応するとともに、ＩＣＴ支援員を配置し、学校でのＩＣＴ活用を支援しました。平成３０年に提起された、福崎西中学校における損害賠償請求事件は、全面勝訴が確定しましたので、弁護士費用等を支払いました。

２９８ページ、小学校費では、小学校における義務教育活動の充実と向上を図りました。学校施設については、老朽化による不良箇所の更新及び修繕等を行いました。

自然学校は、町内全小学校５年生１７１人が、４泊５日の日程で、兵庫県立南但馬自然学校で実施しました。

３０３ページ、小学校施設長寿命化改良事業では、福崎小学校南校舎、高岡小学校並びに八千種小学校のトイレ改修工事を実施するとともに、令和６年度に実施する特別教室空調設備等設置工事の実施設計を行いました。

３０６ページ、中学校費では、中学校における義務教育活動の充実と向上を図りました。学校施設については、老朽化に伴う不良箇所の更新及び修繕等を行いました。

３１０ページ、中学校施設長寿命化改良事業では、令和６年度に実施する特別教室空調設備等設置工事の実施設計を行いました。

３１２ページ、社会教育総務費では、生涯学習社会の充実、家庭や地域社会における教育力の向上に資するための社会教育全般にわたる事業の推進、また、青少年健全育成活動を推進しました。

行政と地域住民をつなぐ社会教育委員会を２回開催しました。また、二十歳のつどいや吉識雅夫科学賞を実施しました。

３１３ページ、地域ぐるみ教育支援事業では、土曜英語教室、サマースクール等の教育支援活動、登下校時の見守りや校内巡視等による学校支援活動に取り

組みました。

317 ページ、公民館費では、町民が主体的に学習したり、芸術文化に触れるための講座や教室を開講し、生涯学習の場の提供を推進しました。

321 ページ、図書館費では、図書や雑誌、視聴覚資料等を収集、保管し、利用者へ提供することにより、教養や地域研究、レクリエーション等に役立つよう取り組みました。

福崎町子どもの読書推進計画（第2次）の初年度となる令和5年度は、読書おもいで帳を町内全小中学生に配布しました。

324 ページ、文化センター管理費では、社会教育及び生涯学習の拠点として重要な役割を果たしている文化センターを、効率的に管理・運営しました。施設や設備の利用頻度や緊急性を考慮しながら適切な補修を行いました。

325 ページ、エルデホール運営費では、地域住民の自由な創造活動を促進し、地域の振興と文化の発展を図るため、芸術・文化活動の場として貸館を行い、また、エルデホール30周年記念イベントとして、5回の自主公演事業を実施しました。

327 ページ、研修センター運営費では、文化センターの分館で社会教育及び生涯学習の拠点として、安全に快適に利用できるよう、適切な管理運営を行いました。

328 ページ、青少年野外活動センター費では、野外活動を通じて、青少年の健全育成を図り、また、地域住民に自然に触れる機会や交流の場を提供するため、安全快適な施設管理を行いました。

329 ページ、人権教育振興費では、自治会研修会をはじめ、家庭や学校において研修を行い、人権意識の高揚を図りました。また、男女共同参画社会の実現を目指し、事業を推進しました。

332 ページ、辻川界限文化振興費では、辻川界限の文化振興及び文化施設の管理・運営を行いました。

334 ページ、柳田國男・松岡家記念館運営事業では、柳田國男先生と松岡家の業績を顕彰するため、山桃忌、柳田國男検定、企画展、ふるさと賞等、年間を通じて顕彰活動に取り組みました。

336 ページ、三木家住宅等管理事業では、三木家の歴史や魅力を来館者に伝えるため、公開イベントを実施しました。また、神戸大学との共同研究による資料調査を実施しました。

338 ページ、文化財保護費では、指定文化財等の助成、埋蔵文化財発掘調査、文化財保存活用地域計画の推進などを行いました。

339 ページ、埋蔵文化財発掘調査事業では、高岡・福田地区ほ場整備事業に伴い、宮ノ前遺跡、観音堂遺跡の調査を実施し、多くの遺構が見つかりました。

341 ページ、保健体育総務費では、生涯スポーツ全般にわたる事業推進のため、地域住民対象のスポーツ大会や講習会等を企画し、普及発展を図りました。スポーツ功労賞・スポーツ功績賞の表彰を行いました。

346 ページ、給食運営費では、健康教育の一環として、地場産物の活用を推進し、学校給食を生きた教材として活用した食育に取り組みました。

エネルギー・食糧品価格等の物価高騰の影響を受けた町内の小中学校、認定こども園に通学、通園する子の保護者を支援するため、令和5年9月から令和6年3月まで学校給食費の無償化を実施しました。

350 ページ、町民グラウンド管理費では、町民第1・第2・第3グラウンドやスポーツ公園の維持管理を行いました。

３５４ページ、体育館運営費では、施設において、より安全で効率的なスポーツ活動の場を提供するために、設備の充実・整備を行いました。

３５６ページ、町民体育館施設補修事業では、スポーツ振興くじ助成金を申請し、第１体育館球技室床の張り替え工事を実施しました。

次に、１０款、公債費です。

３５９ページ、公債費では、長期借入金の返済額は元金１０億４，９１２万７，４８９円で、令和５年度借入総額は、５億７，４４８万円で、令和５年度末現在高は、１０３億２３３万７，８６７円となりました。

利子は、長期借入金利子２，９９２万１，９１７円と年度内に資金不足が生じたために、一時借入れを行った利子１万４，８７５円です。

次に、１１款、予備費です。

３６１ページ、予備費は、予算の範囲内で支出できましたので、充用はありませんでした。

以上で、決算報告書での説明を終わります。

ここで、議案第４５号説明資料について、かいつまんで説明いたします。議案資料をお願いいたします。

１ページは、特別会計を含む各会計決算概要と公営企業会計も含む町全体の給与費明細書です。

２ページから４ページまでは、前年度決算額との比較表です。

５ページ、６ページは、歳入歳出の項ごとの決算表です。

７ページ右側には令和５年度に実施した新型コロナウイルス感染症対応及び物価高騰対応に関する主な支援事業と、それを記載した決算報告書のページ番号の一覧です。

８ページは、地方創生臨時交付金事業の一覧表になります。

９ページは、基金の状況です。一般会計の令和５年度末現在高は、１７億９，１３６万４，９０７円となりました。

１０ページ上段は、不用額についてです。不用額は全体で２億３，８６６万６，９１８円で、資料の１１ページから１５ページまでには、節別それぞれの事業ごとに２０万円以上の不用額の金額と理由を記載しています。

１０ページ下段は、調定額に対する収入未済額についてです。調定額に対する収入未済額は７，７２１万７，６７９円で、対前年度７，２５９円の減となりました。資料の１６ページから２６ページまでに、町税等、町の徴収金の収納状況や不納欠損、滞納等の状況について、資料を添付しております。

２７ページは、社会保障財源化分の地方消費税交付金が充てられた社会保障施策に要する経費の一覧です。

２８ページから３６ページまでは、それぞれの事業のところで説明をいたしましたとおりです。

３７ページから４３ページまでに、まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン進捗管理シートをお示ししておりますので、後ほどご参照ください。

以上で、議案第４５号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第４６号、国民健康保険事業特別会計決算概要について、ご説明いたします。

まず、決算書の、国保会計の３８ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額１９億７５万７，７４９円、歳出総額１８億８，１２７万５５９円、差引き額、実質収支額ともに１，９４８万７，１９０円で、うち２万円を繰り

越しし、残り 1, 946 万 7, 190 円は、令和 6 年度で基金に積み立てました。

39 ページには、財政調整基金の保有状況をお示ししております。決算年度末の現在高は、2, 489 万 7, 572 円でございます。

次に、決算報告書で、概要説明をさせていただきます。

決算報告書、国保会計の 1 ページをお開きください。

本文 1 行目から、かいつまんで朗読説明いたします。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤をなす制度ですが、急速な被保険者の高齢化や医療の高度化等による医療費の増加、また離職者や低所得者が多いという制度の構造的な問題を抱え、その財政運営は非常に厳しい状況にあります。

令和 5 年度における制度改正の主なものは、課税限度額の見直し、軽減判定所得基準額の見直し、出産育児一時金の引上げと産前産後期間の保険税軽減等です。令和 6 年 1 月 1 日から地方税法施行令の一部改正が施行されたこと等に伴い、出産する被保険者の産前産後期間相当分に係る国民健康保険税のうち均等割及び所得割負担を免除する制度の運用を開始しました。また、被保険者の特定健康診査の受診に係る自己負担額を無料化しました。

2 ページ、歳入では、1 世帯当たりの保険税年額は 14 万 2, 858 円、1 人当たりの保険税年額は 9 万 3, 365 円となりました。

国保税の収納率は、現年度分 94.5%、滞納繰越分 17.9%、全体では 81.8%となりました。

歳出に入ります。

4 ページ、保険給付費は、歳出全体の 69.8%を占めています。療養諸費の 99%以上を占める療養給付費は、前年度と比べて 1.6%の減ですが、1 人当たりで見ると、5.2%の増となりました。

5 ページ、保健事業費では、特定健康診査については、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣の改善や重症化の予防を目的に実施しました。

健診の周知徹底のため、対象者の氏名を印字した申込書を各世帯に郵送するほか、令和 4 年度に貯めた健康づくりポイントを健診費用の一部に還元するなど、受診しやすい環境づくりに努めました。

令和 5 年度の特定健康診査の受診者数は、集団健診 940 人、個別健診 108 人、計 1, 048 人で、受診率は 40.1%、前年度に比べ 2.3 ポイント増加しました。

議案第 46 号説明資料 1 ページには、20 万円以上の不用額及び保険税収納状況、2 ページから 4 ページには、決算勘定表、税の賦課状況についてお示ししておりますので、ご参照ください。

次に、議案第 47 号について、ご説明申し上げます。

決算書の、後期高齢者医療事業特別会計の 22 ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 3 億 1, 714 万 7, 330 円、歳出総額 3 億 1, 075 万 9, 949 円、差引き額、実質収支額ともに 638 万 7, 381 円です。

次に、決算報告書で、概要説明をさせていただきます。

決算報告書の後期高齢者医療事業特別会計の 1 ページをお開きください。

後期高齢者医療制度は、若い世代と高齢者の負担能力を勘案しつつ、現役世代が高齢者を支えるとともに、高齢者も保険料と医療費の一部を負担することで、国民皆保険を引き継いでいく支え合いの仕組みです。

保険料率は、兵庫県内は均一で２年ごとに改定されます。兵庫県後期高齢者医療広域連合では令和４年度に改定され、令和４・５年度の保険料は均等割額５万１４７円で、令和３年度と比較して１，２２４円の減、所得割率１０．２８％で０．２１％の減となっています。賦課限度額は６６万円です。

所得の低い方に対する保険料の軽減措置について、５割・２割軽減の判定所得基準額が見直され、対象が拡大しました。

令和６年３月末の被保険者数は３，１２４人です。

歳入は、保険料や一般会計からの繰入金が主なもので、繰入金は人件費や事務費、保険基盤安定納付金に充当します。歳出は、人件費のほか、事務費等経費、広域連合への納付金などを支出しました。

議案第４７号説明資料１ページには２０万円以上の不用額及び保険料収納状況を、２ページ、３ページには、給付費の状況等について、お示しをしていますので、ご参照ください。

次に、議案第４８号について、ご説明いたします。

決算書の介護保険事業特別会計の４６ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額１７億９，９６８万８，７２６円、歳出総額１７億５，７３３万３，７３８円、差引き額、実質収支額ともに４，２３５万４，９８８円で、うち２万円を繰越金とし、残り４，２３３万４，９８８円を、令和６年度で基金に積み立てました。

４７ページには、財政調整基金の保有状況をお示ししております。決算年度末の現在高は、８，７６０万２，０７８円でございます。

次に、決算報告書で概要説明をさせていただきます。

介護保険事業特別会計の１ページをお願いいたします。

介護保険制度が平成１２年に施行されてから２３年が経過し、令和５年度は第８期事業計画の最終年度となりました。第８期事業では、第７期に引き続き、高齢者がいつまでも健康で、生き生きと生活を送ることができるよう、介護サービス提供体制の充実を図り、安心して安定的にサービスが利用できるよう努めました。

一般介護予防事業では、地域ふくろうの会の活性化のために、令和６年３月に参加者募集のチラシを作成し、地域内で回覧しました。あわせて、ふくろう通信を発行し活動を周知することで、新規参加者の増加につながるよう努めました。

包括的支援事業では、地域で考える医療と介護の講演会を行い、寸劇を通して、地域住民の医療・介護の理解を深めました。地域支え合い会議は、自治会福祉担当者による我が事会議を１４自治会が開催しました。訪問事業の担い手の育成では、家事支援サービスの需要が高まる中、担い手養成強化が必須となっており、隔年で実施していた基本カリキュラム１２時間研修と、過去の受講者に対するフォローアップ研修を同年度内に実施しました。

地域介護予防活動助成事業は、地域の自主的な介護予防・支え合い活動を支援する事業として、地域ふくろうの会、ふれあい喫茶、認知症カフェなど５１団体に補助金を支給しました。

２ページ、３ページ、歳入では、保険料の収納率は、現年度分９９．７％、過年度分２４．５％、全体では９９．２％となりました。

歳出に入ります。

４ページ、令和５年度の保険給付費は１５億８，１９７万５，１１０円となり、

対前年度比 1.4% の増で、サービス別介護保険給付費では、通所介護、訪問介護、訪問看護等の居宅サービス費が前年度比 0.7% 増、地域密着型サービス費は対前年度比 4.7% 増、施設サービス費は対前年度比 0.2% 増となりました。

5 ページの介護予防・生活支援サービス事業では、要支援 1・2 と事業対象者の方に対し、介護予防ケアマネジメントに基づき、生活支援サービスを提供しました。生活支援を必要とする高齢者は多く、訪問型サービスの需要が高くなっています。

12 ページの生活支援体制整備事業では、生活支援協議体の会議を、令和 5 年度に 2 回開催しました。アフターコロナにおける介護予防・生活支援サービスと社会参加について、グループワークを通じて検討しました。

13 ページの認知症総合支援事業では、地域包括支援センター職員が、認知症の人とその家族への相談業務や、関係機関の連携支援を行うなど、包括的な支援を行いました。

議案第 48 号説明資料 1 ページには、20 万円以上の不用額及び保険料収納状況、2 ページには事業状況、3 ページ、4 ページには、決算勘定表、5 ページには月別の給付状況等について、お示ししていますので、ご参照ください。

以上、議案第 45 号から議案第 48 号までの 4 議案につきまして、一括説明をさせていただきます。よろしくご審議賜り、認定いただきますよう、お願い申し上げます。

- 日程第 11 議案第 49 号 令和 5 年度福崎町水道事業会計決算認定について
- 日程第 12 議案第 50 号 令和 5 年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について
- 日程第 13 議案第 51 号 令和 5 年度福崎町下水道事業会計決算認定について

議長 日程第 11、議案第 49 号、令和 5 年度福崎町水道事業会計決算認定についてから、日程第 13、議案第 51 号、令和 5 年度福崎町下水道事業会計決算認定についてまでの 3 議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第 49 号から議案第 51 号までの 3 議案について、ご説明申し上げます。

これらの議案につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年度の水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計の決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

議案第 49 号、水道事業会計決算からご説明申し上げます。

決算書の 1、2 ページをお開きください。

水道事業の決算報告書です。この報告書は、予算に対する執行実績を示したもので、消費税込みで表示しております。

まず、収益的収入及び支出では、収入は、1 款、水道事業収益、予算額 4 億 2,077 万 8,000 円に対しまして、決算額 4 億 1,646 万 3,508 円、予算額と比較して 431 万 4,492 円の減であります。各項の決算額は、1 項、営業収益 3 億 1,402 万 9,081 円。2 項、営業外収益 1 億 243 万 4,427 円。3 項、特別利益はありませんでした。

支出は、1 款、水道事業費用、予算額 4 億 548 万 6,000 円に対しまして、決算額 3 億 9,290 万 5,889 円、不用額は 1,258 万 111 円となりました。

各項の決算額は、1 項、営業費用 3 億 7,547 万 1,721 円。2 項、営業

外費用 1, 743 万 4, 168 円。3 項、特別損失は、ありませんでした。

3, 4 ページは、資本的収入及び支出です。

収入は、1 款、資本的収入、予算額 1 億 7, 794 万 8, 000 円に対しまして、決算額 1 億 7, 315 万 814 円、予算額と比較して 479 万 7, 186 円の減となりました。各項の決算額は、1 項、企業債 8, 640 万円。2 項、出資金 3, 540 万円。3 項、補助金 4, 468 万 4, 814 円。4 項、工事負担金は、666 万 6, 000 円でした。

支出は、1 款、資本的支出、予算額 3 億 320 万円に対しまして、決算額 2 億 6, 110 万 7, 329 円、翌年度への繰越しはなく、不用額 4, 209 万 2, 671 円となりました。各項の決算額は、1 項、建設改良費 2 億 2, 799 万 7, 000 円。2 項、企業債償還金は、3, 311 万 329 円でした。

なお、欄外、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 8, 795 万 6, 515 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1, 605 万 8, 745 円と、過年度分損益勘定留保資金 7, 189 万 7, 770 円で補填をいたしました。

次に、決算の概要をご説明いたします。

13 ページをお開きください。

令和 5 年度の給水量は、233 万 1, 097 m³で、前年度と比べ 3.2% の減、給水収益につきましては、2 億 7, 611 万 3, 685 円で 3.4% の減収となりました。給水戸数は前年度より 91 戸増加しております。

費用においては、政府による電気料金の価格激変緩和措置により、動力費が抑制され、経費が削減されました。しかしながら、給水量も減少したため、給水原価が供給単価を上回り、料金回収率は 100% を下回りました。なお、純利益は確保できております。

有収率につきましては、前年度と比べ 0.3 ポイント上昇し、95.6% となりました。

委託業務では、水道ビジョン・経営戦略改定業務が完了し、今後はこの計画に基づき、持続可能な水道事業の運営に取り組んでいきます。

また、水道料金体系については、用途別料金体系から口径別料金体系へ移行する内容の一部条例改正を行いました。施行は令和 6 年 10 月 1 日からとなります。

建設改良事業では、三ノ宮配水池送配水管更新工事（第 1 工区）や同配水池の緊急遮断弁設置工事が完了しました。そのほか、八反田水管橋耐震補強工事のための詳細設計業務などに取り組みました。

なお、議案第 49 号資料、1、2 ページに、水道料金及び送配水量の表を添付しておりますので、ご参照ください。

次に決算書 14 ページ、(2) は経営指標に関する事項です。下の経営指標の推移の表と併せてご覧ください。

まず、経営の健全性を表す経常収支比率は、前年度と同率、102.0% となりました。近年は、健全経営の水準とされる 100% を上回っております。

料金回収率につきましては、前年度と比べ 0.4 ポイント低下し、97.1% となりました。100% を下回っておりますので、事業に必要な費用を給水収益で賄えていないことになります。

また、有形固定資産減価償却率は、償却資産における減価償却済みの部分の割合を示す比率で、令和 5 年度は 46.4% と、表では年々比率の上昇が見られます。この比率の上昇は、施設の老朽化度合いが徐々に進んでいることを示しております。

一方、管路更新率は、年間の管路更新実績の割合で、令和５年度は０．５％となりました。現在は、送水管など基幹管路の更新を進めており、計画的に耐震管への入替えを行っております。

次の１５ページは、建設改良工事の契約内容を、１６、１７ページは給水工事や保全工事など、１８ページは業務量をお示ししております。

１８ページの業務量①の給水戸数は８，４６８戸で、前年度から９１戸の増、③の配水総量は２４３万９，６１７ｍ^３で、有収率は９５．６％であります。

１９ページには事業収入、２０ページには事業費用を取りまとめております。

２０ページ下の給水原価は、１ｍ^３当たり１５９円３３銭、長期前受金戻入を控除した給水原価は１２２円ちょうど。供給単価は１ｍ^３当たり１１８円４５銭となりました。

２１ページは重要契約の要旨、及び企業債の概要です。

令和５年度の企業債の発行額は、総額で８，６４０万円。償還額は３，３１１万３２９円で、年度末残高は９億７３４万８，５５１円となりました。

２２ページは、キャッシュ・フロー計算書です。

上段、当年度純利益は７５３万３，２６５円。下から３段目、４の資金増減額は７，４２８万６，９９７円の増、５の期首残高と併せまして、６の期末残高は１０億２，５９１万４５３円となりました。

２３ページからは、収益費用明細書です。

まず、収益では、水道事業収益は３億７，９００万５２２円、営業収益は２億８，５６８万７，２３６円で、主なものは、水道料金２億７，６１１万３，６８５円や、手数料などでございます。水道料金につきましては、１９ページの表にも用途別でお示しをしておりますが、一般家庭用、営業用、共に減収となりました。

中段、営業外収益は９，３３１万３，２８６円で、主なものは、長期前受金戻入、分担金などでございます。

２４ページからは、費用です。

水道事業費用は、３億７，１４６万７，２５７円で、うち営業費用は３億６，３２８万８，３７４円です。

主なものは、原水及び浄水費では水源地の動力費、配水及び給水費では２５ページの委託料や県水受水費などでございます。中段、総係費は３，６４１万５，０８３円で、主なものは職員の給料などでございます。

２６ページでは、減価償却費が２億２９４万３，２４５円、営業外費用は支払利息などで８１７万８，８８３円となっております。

次に２７ページからは、資本的収入及び支出の明細書でございます。

資本的収入は１億７，３１５万８１４円で、内訳は企業債８，６４０万円、一般会計からの出資金３，５４０万円、国庫などの補助金４，４６８万４，８１４円、工事負担金６６６万６，０００円となっております。

２８ページ、資本的支出は２億４，０３８万３２９円。内訳は、三ノ宮配水池送配水管更新工事や給水工事費などの建設改良費で２億７２７万円、企業債償還金は３，３１１万３２９円となりました。

２９ページは固定資産明細書、３０ページは企業債明細書でございます。

次に、５ページにお戻りください。

損益計算書です。税抜きでの表示となります。

営業収益は、給水収益から、その他営業収益までの合計２億８，５６８万７，２３６円。

営業費用は、原水及び浄水費から、その他営業費用までの合計３億６，３２８，３７４円。

営業利益は、マイナス７，７６０万１，１３８円で、前年度比約４００万円損失が増えております。

営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計９，３３１万３，２８６円。

営業外費用は、支払利息と雑支出を合わせて８１７万８，８８３円。

差引き、営業外での利益は、８，５１３万４，４０３円で、前年度比約４００万円の増、営業利益と合わせた経常利益は７５３万３，２６５円となり、前年度比では約５万円の増となっております。

当年度純利益は、経常利益と同額で、前年度繰越利益剰余金を加えた、当年度未処分利益剰余金は１億３，０１９万２，５１１円となりました。

６ページは、剰余金計算書です。

最下段の当年度末残高は、左の資本金では前年度末から３，５４０万円増えまして、１９億１，２４２万４，３８６円となりました。中ほどの列、資本剰余金合計は変わらず４億３，５１４万９，４８１円。右から２列目、利益剰余金合計は、前年度末残高に当年度純利益を加えて、５億７，７５２万７，０９７円。そして右の資本合計は、２９億２，５１０万９６４円となりました。

７ページは、剰余金処分計算書です。

当年度未処分利益剰余金１億３，０１９万２，５１１円につきましては、処分して積み立てることなく、次年度に繰り越したいと考えております。

９ページからは、貸借対照表です。税抜きでの表示となります。

資産の部、固定資産は、有形固定資産、土地から建設仮勘定までの合計で、中段の４８億２，５６５万６４７円です。詳細は、２９ページ固定資産明細書及び議案第４９号資料５ページから７ページをご参照ください。

次の流動資産は、現金預金から有価証券までの合計で、下から２段目１２億２，６６９万２２１円、資産合計はその下の６０億５，２３４万８６８円、前年度比約２億６，２００万円の増となっております。

１０ページは負債の部で、固定負債は企業債の８億７，４７６万７，３８３円、流動負債は、１年以内に償還する企業債からその他流動負債までを合わせた合計２億６，６９１万３，６１０円、繰延収益合計は中段１９億８，５５５万８，９１１円で、負債合計はその下３１億２，７２３万９，９０４円、前年度比約２億１，９００万円の増となっております。

資本の部は、資本金１９億１，２４２万４，３８６円と資本剰余金並びに１１ページの利益剰余金で、資本合計は下から２段目２９億２，５１０万９６４円、前年度比約４，３００万円の増となりました。

以上、議案第４９号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第５０号についてご説明申し上げます。

工業用水道事業会計決算書１、２ページをお開きください。

決算報告書です。税込みでの表示となっております。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、１款、工業用水道事業収益、予算額４，９００万円に対しまして、決算額４，５９１万７，７８１円、予算額と比較して３０８万２，２１９円の減であります。各項の決算額は、１項、営業収益３，５４５万８，１００円。２項、営業外収益１，０４５万９，６８１円です。

支出は、１款、工業用水道事業費用、予算額４，８１２万５，０００円に対し

まして、決算額4, 122万717円、不用額は690万4, 283円となりました。各項の決算額は、1項、営業費用3, 810万3, 237円。2項、営業外費用311万7, 480円です。

3、4ページは、資本的収入及び支出です。

収入はありません。

支出は、1款、資本的支出、予算額2, 340万6, 000円に対しまして、決算額1, 421万2, 364円、不用額は919万3, 636円となりました。各項の決算額は、1項、建設改良費は88万円。2項、固定資産購入費は490万6, 000円。3項、企業債償還金は、842万6, 364円です。

なお、欄外、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1, 421万2, 364円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額52万6, 000円、過年度分損益勘定留保資金1, 368万6, 364円で補填をいたしました。

次に、概要の説明を申し上げますので、13ページをお開きください。

令和5年度の契約水量は、前年度と変わらず日量1, 850m³、給水量は57万7, 732m³、前年度と比べ8.2%の減となりました。これに伴い、給水収益が3, 200万959円となり、6.7%の減収となっております。

また、有収率は0.3ポイント低下し、97.8%となりました。

収益的収支では、全体の収入は給水収益が減少したことで、前年度比4.9%の減、費用では修繕費や動力費が減少したことで、前年度比4.4%の減となりました。この結果、純利益は417万1, 305円、前年度比9.5%の減少となりましたが、継続して黒字は確保しております。

資本的支出においては、固定資産購入費で新町水源地の非常用発電機を購入しました。また、建設改良事業では、同発電機の建屋を設置しております。

議案第50号資料1、2ページには、工業用水道料金及び使用水量に係る資料を添付しておりますので、ご参照ください。

次に決算書14ページ、(2)は経営指標に関する事項です。下の経営指標の推移の表と併せてご覧ください。

まず、経営の健全性を表す経常収支比率は、前年度と比べて0.6ポイント低下し、110.8%、料金回収率も0.6ポイント低下し、114.5%となりました。いずれも給水収益の減少が主な要因であります。両指標とも、健全経営の水準とされる100%を上回っております。

また、有形固定資産減価償却率は50.1%となり、年々管路の老朽化が進んでおります。加えて、管路更新率が近年0%であることから、今後は計画的に管路の耐震化を進める必要があると考えております。

15ページは、建設改良工事や保全工事の契約内容と業務量、16ページは、事業収入及び事業費用を取りまとめております。

また、下段の給水原価は1m³当たり66円35銭、長期前受金戻入を控除した給水原価は48円36銭。供給単価は55円39銭となりました。

17ページは企業債の概要で、本年度の発行額はなく、償還額842万6, 364円、年度末残高は2億3, 535万5, 883円となりました。

18ページは、キャッシュ・フロー計算書です。

上段の当年度純利益は417万1, 305円、下から3段目、4の資金増減額はマイナス177万5, 249円で、5の期首残高と合わせまして、6の期末残高は1億3, 569万3, 914円となりました。

19ページからは、収益費用明細書です。

収益は、工業用水道事業収益が4, 269万4, 323円、営業収益は3, 2

23万4,642円で、水道料金と受託工事収益でございます。

営業外収益は1,045万9,681円で、主なものは、長期前受金戻入でございます。

20ページからは費用です。

工業用水道事業費用は、3,852万3,018円、営業費用は3,718万9,038円で、主なものは、送水及び配水費では動力費など、21ページでは減価償却費が主な費用となっております。また、営業外費用では支払利息が133万3,488円となりました。

22ページからは、資本的収入及び支出の明細書です。

資本的収入はありません。

23ページ、資本的支出は、1,368万6,364円で、内訳は、建設改良費80万円、固定資産購入費446万円、企業債償還金は842万6,364円となりました。

24ページは固定資産明細書、25ページは企業債明細書となっております。

次は、決算書5ページにお戻りください。

損益計算書です。税抜きでの表示となります。

営業収益は、給水収益と受託工事収益で合計3,223万4,642円。営業費用は、送水及び配水費から減価償却費までの合計3,718万9,038円で、営業利益は、マイナス495万4,396円となりました。前年度比約50万円損失が増えております。

営業外収益は、受取利息及び配当金から、雑収益までの合計1,045万9,681円。営業外費用は、支払利息と雑支出で133万3,980円、差引き、営業外での利益は912万5,701円で、前年度比約4万円の増、営業利益と合わせた経常利益は417万1,305円となり、前年度比では約44万円の減となりました。

当年度純利益は、経常利益と同額で、これに前年度繰越利益剰余金を加えた、当年度末処分利益剰余金は6,357万985円となっております。

6ページは、剰余金計算書です。

最下段の当年度末残高は、資本金では前年度末残高と変わらず5,095万2,814円。中ほどの列、資本剰余金合計も変わらず1億5,556万7,111円。右から2列目、利益剰余金合計は、前年度末残高に当年度純利益を加えて9,482万8,378円。そして右の資本合計は、3億134万8,303円となりました。

7ページは、剰余金処分計算書です。

当年度末処分利益剰余金6,357万985円につきましては、処分して積み立てることなく、次年度に繰り越したいと考えております。

9ページは、貸借対照表です。税抜きでの表示となります。

資産の部、固定資産は有形固定資産、土地から機械及び装置までの合計で、中段の6億9,148万6,771円。詳細につきましては、24ページ、固定資産明細書及び議案第50号資料3、4ページをご参照ください。

次の流動資産は、現金預金と未収金を合わせて1億3,647万8,294円、資産合計は8億2,796万5,065円で、前年度比約1,400万円の減となりました。

10ページは負債の部で、固定負債は企業債2億2,687万5,827円、流動負債は、1年以内に償還する企業債などで合計1,094万7,623円、繰延収益合計は、2億8,879万3,312円で、負債合計は5億2,661

万6, 762円、前年度比で約1, 800万円の減となりました。

資本の部は、資本金5, 095万2, 814円と、資本剰余金並びに11ページの利益剰余金で、資本合計は下から2段目3億134万8, 303円、前年度比で約400万円の増となりました。

以上、議案第50号の説明とさせていただきます。

議 長 説明の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

再開を1時といたします。

◇

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

上下水道課長 引き続きまして、議案第51号について説明を申し上げます。

下水道事業会計決算書、1、2ページをお開きください。

決算報告書です。税込みでの表示となります。

まず、収益的収入及び支出です。収入は、1款、下水道事業収益、予算額9億8, 710万円に対しまして、決算額9億8, 123万6, 943円、予算額と比較して586万3, 057円の減であります。各項の決算額は、1項、営業収益4億2, 249万8, 970円。2項、営業外収益5億5, 873万7, 973円です。

支出は、1款、下水道事業費用、予算額10億2, 920万6, 000円に対しまして、決算額9億9, 587万8, 719円、不用額は3, 332万7, 281円となりました。各項の決算額は、1項、営業費用8億9, 599万2, 296円。2項、営業外費用9, 988万6, 423円であります。

なお、減価償却費などに充てるため、下水道事業基金を4, 576万8, 879円取り崩しました。

3、4ページは、資本的収入及び支出です。

収入は、1款、資本的収入、予算額7億4, 560万円に対しまして、決算額5億3, 925万7, 900円、予算額と比較して2億634万2, 100円の減となりました。各項の決算額は、1項、企業債3億1, 360万円。2項、出資金7, 300万円。3項、補助金1億3, 608万8, 000円。4項、負担金1, 656万9, 900円であります。

支出は、1款、資本的支出、予算額11億6, 064万6, 000円に対しまして、決算額9億3, 918万9, 951円、翌年度への繰越額は2億134万円で、不用額は2, 011万6, 049円となりました。

各項の決算額は、1項、建設改良費3億3, 734万9, 651円。2項、固定資産購入費1, 056万円。3項、企業債償還金5億9, 128万300円です。

なお、欄外、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億9, 993万2, 051円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1, 559万3, 047円、過年度分損益勘定留保資金4, 722万8, 762円、当年度分損益勘定留保資金3億3, 429万7, 589円、繰越利益剰余金281万2, 653円で補填をいたしました。

次に、決算の概要をご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

令和5年度の有収水量は228万7, 122 m³で前年度と比べ2. 5%の減、

下水道使用料は3億5,358万896円で2.9%の減収となりました。

処理状況は、処理区域内人口1万8,649人で、汚水処理人口普及率は100%、水洗化率は82.8%で、前年度と比べ0.9ポイントの増となりました。

費用においては、営業費用で機器修繕によりポンプ場費や処理場費が増加、また、下水道使用料等適正化検討業務を委託したことにより、総係費も増加しました。費用全体では、前年度比0.4%の増となっております。

一方、収益においては、営業収益で下水道使用料が減少、営業外収益では長期前受金戻入が減少するなど、収益全体では前年度比5.3%の減となりました。

建設改良事業では、雨水整備において、直谷第2雨水幹線工事及び川すそ雨水幹線工事を鋭意進めているところでございます。

汚水整備の管路改良費では、公共並びに農集のマンホールポンプ通報装置改築工事を実施しました。また、処理場改良費では、福崎浄化センターにおいて、膜カートリッジの更新工事が完了、そのほか、ストックマネジメント計画の策定業務にも着手しました。令和6年度で同計画の策定を完了する予定としております。

議案第51号資料では、1、2ページに、下水道使用料及び処理水量の表を添付しておりますので、ご参照ください。

次に決算書14ページ下段、(2)は経営指標に関する事項でございます。15ページ上段の表と併せてご覧ください。

まず、経営の健全性を示す経常収支比率は、前年度と比べて低下し、96.9%となりました。単年度収支が赤字となったことで、100%を下回っております。

次に、経費回収率につきましては、ほぼ前年度並みの88.4%となりました。依然100%を下回っておりますので、汚水処理に係る費用が、使用料以外の収入により賄われていることとなります。

また、有形固定資産減価償却率は22.7%で、比較的新しい施設や管渠であることから、低い水準にとどまっております。

最後の管渠改善率は近年は0%が続いておりまして、当面の更新の必要性は低いと考えております。

続きまして、次の16ページから18ページは、建設改良工事の契約内容、19ページから21ページは、保全工事を、22ページは業務量で、各項目において、全体とセグメントごとの数値を記載しております。

中ほどやや上、人口ベースの水洗化率は、82.8%、中ほどの接続戸数ベースの接続率は82.4%、最下段の有収率は94.7%となりました。

23ページは事業収入、24ページは事業費用となっております。24ページ下段の汚水処理原価は、1m³当たり403円、使用料単価は155円となりました。

25ページは重要契約の要旨、26ページ上段は、企業債と一時借入金の状況でございます。

企業債の令和5年度発行額は、3億1,360万円、償還額は5億9,128万300円で、年度末残高は87億4,358万3,143円となりました。

一時借入金につきましては、1億円を借り入れましたが、年度内に返済は完了しております。

次の27ページは、キャッシュ・フロー計算書です。

上段、当年度は純損失を3,023万4,823円計上しております。下から3段目、4の資金増減額はマイナス1億8,155万712円で、5の期首残高と合わせまして、6の期末残高は1億9,218万4,028円となりました。

期末の資金残高が多くなっておりますが、これは未払金が約１億６，０００万円含まれていることによるものでございます。

２９ページからは、収益費用明細書です。

まず、収益では、下水道事業収益は９億４，０８１万１，４６２円、営業収益は３億８，７１４万８９６円で、主なものは、下水道使用料３億５，３５８万８９６円や、雨水整備事業に係る一般会計からの負担金などでございます。

中段、営業外収益は５億５，３６７万５６６円で、主なものは汚水事業に係る一般会計負担金や補助金及び長期前受金戻入などでございます。

３０ページからは、費用です。

下水道事業費用は、９億７，１０４万６，２８５円、うち営業費用は８億７，０１７万６，２６０円で、内訳の主なものは、管渠費、ポンプ場費、処理場費、そして、次のページの総係費や３２ページの減価償却費などでございます。

その下の営業外費用につきましては、主なものは、企業債の支払利息でございます。

次に３３ページからは、資本的収入及び支出の明細書です。

資本的収入は５億３，９２５万７，９００円で、内訳は企業債３億１，３６０万円、一般会計からの出資金７，３００万円、国庫補助金１億３，６０８万８，０００円、負担金１，６５６万９，９００円となっています。

３４ページ、資本的支出は９億９７０万３，８１１円、内訳は建設改良費では、汚水の管路整備費や管路改良費、及び雨水の管路整備費やその下の処理場改良費、そして次のページの企業債償還金などが主な支出となっております。

３６ページは固定資産明細書、３７ページからは企業債明細書で、公共、農集、個別排水を合わせた合計額は、４７、４８ページの最下段に記載をしております。

また、５０ページには、各セグメントごとの情報を記載しております。

次は、５ページにお戻りください。

損益計算書です。税抜きでの表示となっております。

営業収益は、下水道使用料からその他営業収益までの合計３億８，７１４万８９６円。営業費用は、管渠費から減価償却費までの合計８億７，０１７万６，２６０円で、営業利益は、マイナス４億８，３０３万５，３６４円となり、前年度から約１，７００万円損失が増えました。

営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計５億５，３６７万５６６円。

営業外費用は、支払利息などで１億８７万２５円。

差引き、営業外での利益は４億５，２８０万５４１円で、前年度比約３，９００万円の減。

営業利益と合わせた経常利益はマイナス３，０２３万４，８２３円となり、前年度比で約５，６００万円の減となりました。

当年度純利益は、経常利益と同額で、これに前年度繰越利益剰余金を加えた、当年度未処分利益剰余金は１，０５２万５，９４７円となっております。

６ページは、剰余金計算書です。

最下段の当年度末残高は、資本金では、一般会計からの出資を受け入れ１３億１９０万６，５７６円、中ほど右側の列、資本剰余金合計は、期首残高と変わらず３億６，５１３万４，８５６円、右から２列目、利益剰余金合計は、期首残高に当年度純損失を差し引き１，０５２万５，９４７円、そして右の資本合計は１６億７，７５６万７，３７９円となりました。

７ページは、剰余金処分計算書です。

当年度末処分利益剰余金 1, 0 5 2 万 5, 9 4 7 円につきましては、処分して積み立てることなく、次年度に繰り越したいと考えております。

9 ページからは、貸借対照表です。税抜きでの表示となります。

資産の部、固定資産は有形固定資産、土地から建設仮勘定までの合計で中段の 1 7 0 億 8, 2 9 6 万 7, 7 3 1 円、投資その他の資産はなく、固定資産合計も同額となっております。詳細は、3 6 ページ、固定資産明細書及び議案第 5 1 号資料 5 ページから 7 ページをご参照ください。

次の流動資産合計は下から 2 段目 2 億 1, 9 6 1 万 7, 9 8 4 円で、資産合計はその下 1 7 3 億 2 5 8 万 5, 7 1 5 円、前年度比で約 4 億 6, 0 0 0 万円の減となりました。

1 0 ページは負債の部で、固定負債は企業債で 8 1 億 4, 2 6 2 万 8, 6 4 1 円、中段の流動負債合計は 7 億 6, 8 4 0 万 3, 0 7 3 円、繰延収益合計は 6 7 億 1, 3 9 8 万 6, 6 2 2 円、負債合計は 1 5 6 億 2, 5 0 1 万 8, 3 3 6 円で、前年度比約 5 億 2 0 0 万円の減となりました。

資本の部は、資本金 1 3 億 1 9 0 万 6, 5 7 6 円と資本剰余金並びに 1 1 ページの利益剰余金で、資本合計は下から 2 段目 1 6 億 7, 7 5 6 万 7, 3 7 9 円、前年度比で約 4, 3 0 0 万円の増となりました。

以上、議案第 5 1 号の説明とさせていただきます。3 議案ともよろしくご審議賜り、認定いただきますようお願いを申し上げます。

議 長 令和 5 年度の会計の決算につきましては、先般、監査委員による決算審査が行われ、その意見書が提出されております。

決算審査意見書について、監査委員の説明を求めます。

代表監査委員 それでは、令和 5 年度福崎町決算審査意見書についてご説明申し上げます。

意見書は、一般会計、特別会計、基金運用状況について 1 部、公営企業会計について 1 部、健全化判断比率及び資金不足比率について 1 部、合計 3 部提出しております。また、各意見書の冒頭には、審査の根拠となる法令を記載しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

それでは初めに、一般会計、特別会計、基金運用状況についてです。

決算審査意見書の 1 ページをご覧ください。

審査の対象は、全て令和 5 年度ですけれども、福崎町一般会計歳入歳出決算、福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、基金運用状況（用品調達基金・土地開発基金）でございます。審査の実施日は、8 月 5 日、6 日、7 日、8 日、1 3 日です。審査の着眼点及び審査の実施内容は、意見書に記載のとおりでございます。

審査の結果ですけれども、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおきまして、審査の対象になった一般会計・特別会計歳入歳出決算書等の記載事項は、いずれも法令に適合しており、その計数は正確であると認めました。なお、事務処理につきましては、その一部について、例月出納検査や定期監査等で指摘しておりますが、おおむね良好であると認めました。また、基金は、その設置目的に沿って確実かつ効率的に運用されており、計数は正確であると認めました。

決算の概要につきましては、2 ページから 1 8 ページ上段まで記載しております。会計管理者の説明等と重複いたしますので、説明は省略させていただきたいと思っております。また後でご覧いただきたいと思っております。

次に、意見ですけれども、1 8 ページ、第 7、審査の意見をご覧ください。

(1) 町税について、令和5年度の町税収入は前年度との比較では、2,793万5,718円減少しております。個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税の状況につきましては、2行目から9行目に記載しておるとおりでございます。

10行目に行きますけれども、歳入は歳出の財源となります。ちょっと飛びますけれども、その中でも町税収入は歳入総額の36.5%を占めており、町の歳入の根幹をなす重要な収入です。町では、数年にわたり、兵庫県個人住民税整理回収チームの派遣を受けて、滞納防止や徴収への取組が強化された結果、滞納整理対策委員会における関係課の連携も定着し、情報共有や合同徴収の実施等、全体的な対応力も向上しております。また、積極的な滞納処分を行う一方で、滞納者の実情に応じた対応を行い、それぞれの滞納案件について細かな分析、緻密な対応がなされています。今後ともより一層の取組を期待いたします。

次に、19ページをご覧ください。

(2) 収入未済、不納欠損につきまして、一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、1億4,218万2,702円です。一般会計の収入未済額は7,721万7,679円で、前年に比べて7,259円減少しております。そのうち町税に関わる収入未済額は6,043万2,494円です。

特別会計3会計の収入未済額は6,496万5,023円で、前年に比べて126万1,291円減少しております。

一般会計と特別会計を合わせた不納欠損額は1,089万5,994円です。一般会計の不納欠損額は500万780円で、前年に比べて19万3,446円増加しております。前に申し上げたとおり、本町におきましては、関係課が連携して滞納解消に向けた取組を進められております。その結果、収入未済額は減少傾向にありますが、滞納者の状況を把握した上で、場合によっては厳しい対応を行うことも必要ではないかと考えます。今後も引き続き滞納整理に関する対応を強化し、収納率が向上するように努めていただきたいと思います。

これにつきましてはいろいろ確認した中で、町税の高額滞納者につきまして、令和5年度に資産状況を把握し、可能性のある人に対して差押えを実施し、回収したと、このような状況もございました。

(3) 町財政に関する課題について、財政調整基金について、令和5年度は110万円を積み立て、2億3,300万円を取り崩し、差引き2億3,190万円の減少となりました。

また、実質単年度収支は、2億9,352万7,355円の赤字と、前年から連続して赤字が続く、今後においても、中播消防署の建て替え、ごみ処理施設の整備、町財政に大きな負担のかかる課題が多くあります。これらの厳しい状況を踏まえて、長期にわたり持続可能な財政運営ができるよう、町としての対応策を早急にまとめ、実行してください。また、各事業の実施に当たっては、効率化等に努めてください。

次に、(4) 随意契約についてでございます。

随意契約の締結理由につきまして、多くの決裁文書には、地方自治法施行令第167条の2第1項による等との記載がなされておりますが、それだけではなくて、契約の状況も含め、もう少し詳細な理由の記載を要望したいと思います。また、30万円未満の業務委託等では、少額随意契約で発注先が固定化しているケースが見受けられました。例年どおりという理由で契約を行うことのないよう、改善の余地がないか検討をお願いいたします。

(5) ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと応援寄附金について。ふるさと応援

援寄附金につきましては、徐々に寄附額が増加しております。関連する費用も総務省の規定する範囲に収まっており、適正な取組がなされておりました。令和6年度には、ふるさと納税プロジェクトチームを立ち上げ、返礼品の選定ほか、納税の増加に向け、取組が強化されているところがございます。町財政への寄与度が大きい、すなわち交付税に減額の要素がないというようなところからふるさと応援寄附金の増加に向けての取組を今後とも一層強化していただきたいと思います。

次に、20ページをご覧ください。

(6) 財政援助団体等につきましては、補助金等の財政的援助を与えている団体等について、その収支決算書等と補助金支出の根拠が適正かどうかの確認をしました。その結果、一部の団体に対する補助金支出については、補助金額の減額の可能性及び収支差額を町に返金することについて再検討するように指示をいたしました。具体的には、福崎町観光協会、福崎町民主化推進委員会でございます。財政援助団体等につきましては、町として支出後の事業管理や支出先の状況把握に努められているということですが、今後ともそれぞれの財政的援助等の目的が達せられるよう、丁寧な確認を要望いたします。

(7) 委託契約につきましては、委託契約事務等に関しましては、令和4年度から継続して各課で改善努力をいただきました。その結果、現在ではおおむね良好な状況になったことを、定期監査等において確認いたしました。今後も業務内容が明確か、委託料の算出根拠が明確か、検査調書が作成されているか等につきまして、留意して契約を行うように努めてください。また上位決裁者による十分なチェックもよろしくお願いいたします。

(8) 決算報告書及び関係書類につきましては、町が作成されている決算報告書及び関係書類につきましては、決算年度中に実施された事業の内容や成果、課題が網羅的に記載されており、各年度の町政運営を理解するための一助として非常に有効なものであると認識しております。しかしながら、当初提出された決算報告書においては、数字の記載ミス、誤字脱字等の軽微の誤りが散見されました。また、地区名や各事業での専門的な語句等につきましては、説明の追加や書き方の見直しなど、分かりやすい表現を希望します。今後とも読み手にとってより分かりやすいものとなるよう改善を続けていただきたいと思います。

次に、2つ目の意見書、公営企業会計についてでございます。

公営企業会計の意見書の1ページをご覧ください。

審査の対象は、いずれも令和5年度、福崎町水道事業会計決算、福崎町工業用水道事業会計決算、福崎町下水道事業会計決算です。審査の実施日は8月8日でございます。審査の着眼点及び審査の実施内容は記載しておりますとおりでございます。

審査の結果ですが、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象となった各公営企業会計決算書等の記載事項は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であると認めました。

審査の意見でございます。まず水道事業会計ですけれども、令和5年度決算において、当年度純利益は753万3,265円となっております。給水収益は2億7,611万3,685円で、令和4年度に比べると、一般家庭での使用水量の減少、一部企業において、数年間続いていた漏水の修理等により、966万5,748円の減少となりました。また、水道事業費用につきましては、3億7,146万7,257円で、電気料金の価格激変緩和措置等により、動力費が抑制されたことなどから、前年に比べて839万1,773円減少しております。営業

収益の減少はあったものの、年間を通じて経費削減等に取り組まれた結果、経常利益、当年度純利益とも753万3,000円ほどですけれども、共に黒字を維持しております。今後とも安定的な水道事業を続けていくため、効率的な事業取組を期待いたします。

水道事業では、人口減少となる中、安定した経営と、安全で安心な水道水の供給を維持していくため、平成30年度に10年間を計画期間とする水道事業ビジョン・経営戦略を策定し、令和5年度には、それぞれの会計業務が完了しております。

令和5年度決算において、経常収支比率は前年度と変わらず102.0%となり、近年は健全経営の水準とされる100%を上回っております。健全な経営がなされているのではないかと感じております。今後とも、費用対効果とコスト縮減を意識しつつ、長期にわたり持続可能な経営に努めていただきたいと思います。

次に、工業用水道事業会計ですけれども、令和5年度決算におきましては、当年度純利益は417万1,305円となっております。令和4年度と比べ、給水量が8.2%減少、給水収益も6.7%の減収となりました。これは一部企業において、焼却炉が廃止となり、廃ガス冷却処理のための水を使用しなくなったことが主要な要因というふうに聞いております。この結果、経常利益、当年度純利益とも417万1,305円となり、前年を僅かに下回りました。といいながら、黒字は確保しております。今後も利益確保に向け、効率的な事業取組を期待します。

工業用水道事業においても、水道事業と同様、経営戦略を策定しております。令和5年度決算では、経営戦略に掲げる数値はおおむね達成しており、経常収支比率は110.8%となりました。工業用水道事業についても、おおむね健全な経営がなされているのではないかと感じております。

今後とも費用対効果とコスト縮減を意識しつつ、長期にわたり持続可能な経営に努めてください。

次に、下水道事業会計です。

令和5年度決算において、当年度純利益は3,023万4,823円の赤字となっております。令和4年度と比べ、有収水量が2.5%減少、下水道使用料も2.9%の減少となりました。また、収益全体では、前年度に比べ5,264万8,490円減少し、9億4,081万1,462円ということになりました。

下水道費用におきましては、田原汚水中継ポンプ場や、福岡浄化センターの機器修繕、下水道使用料等適正化検討業務委託等によりまして費用が増加し資産減耗費が大きく減少したものの、費用全体では9億7,104万6,285円で、前年度に比べ0.4%の増加となりました。この結果、経常利益、当年度純利益ともに、3,023万4,823円の赤字と、経常収支比率は96.9%となり、健全経営の水準とされる100%を下回りました。一般会計負担金及び一般会計補助金の減少等による営業外収益の減少など、当年度に限った要因も重なったことから、令和5年度の下水道事業は厳しい結果に終わりました。

下水道事業では、令和3年度に10年間を計画期間とする経営戦略を策定しております。この実現については、毎年度の決算と財政計画との乖離を分析し、適切な見直しと効率的かつ堅実な経営を継続していく必要があります。下水道事業収支は厳しい状況にあります。利益確保に向けた効率的な事業取組と、費用対効果とコスト縮減を意識しつつ、長期にわたり持続可能な経営に努めてください。

なお、各公営企業の実績、業務実績等は4ページから11ページに記載しておりますが、担当課の説明と重複するところが多いため、説明は省略させていただきます。

きたいと思います。

最後に、健全化判断比率審査意見ですけれども、別紙冊子の1ページをご覧ください。

審査の対象は、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類です。審査の期間は令和6年8月13日です。審査の着眼点、実施内容については記載のとおりでございます。

審査の結果ですけれども、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおきまして、審査の対象になった健全化判断比率は、法令の規定に従って適正かつ正確に算定されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に従い、正確に作成されているものと認めました。

まず1、実質赤字比率は、実質赤字が発生しなかったため算出されませんでした。

2、連結実質赤字比率。実質赤字及び資金不足が発生しなかったため、算出されませんでした。

3、実質公債費比率は12.3%で、早期健全化基準の25.0%を下回っております。

4、将来負担比率は67.4%で、早期健全化基準の350.0%を下回っております。

6番目、審査の意見ですけれども、健全化判断比率のうち実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字が発生していないため算出されておられません。

実質公債費比率は、令和4年度から1.1ポイント上がって12.3%となりました。将来負担比率は67.4%となり、令和4年度と比べて4.5ポイント増加しております。いずれの比率も早期健全化基準を下回っておりまして、令和5年度における本町の指標は良好であり、財政状況は健全であると言えます。

次、2ページの上段をご覧ください。しかしながら、健全化判断比率が年々というか、ここ2年高くなっておりまして、状況が厳しくなっております。またこれまでも何回も申し上げましたけれども、次期ごみ処理施設建設事業における負担金の増、可燃ごみをくれさかクリーンセンターで中継・移送し、焼却処理を姫路市市川美化センターに委託したことに係る負担金の増、中播消防署の施設建て替えに関する費用負担の増、町の各施設の老朽化対応での将来的な費用増、福崎周辺整備事業等に関わる元利償還金の返済による公債費の高止まりが予想されます。

このような状況を踏まえ、財政の推移を想定しつつ、各事業の実施に当たっては、堅実かつ適正に進められるとともに、今後とも長期にわたり持続可能な財政運営に努めてください。

健全化判断比率の状況につきましての詳細は2ページの中段から5ページに記載されておりますので、またご覧いただきたいと思います。

最後に、資金不足比率審査意見ですが、6ページをご覧ください。

審査の対象は、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類です。審査の期間は令和6年8月13日です。審査の着眼点及び実施内容は記載のとおり。

審査の意見は、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおきまして、審査の対象となった資金不足比率は法令の規定に従って適正かつ正確に算出されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に従い、正確に策定されているものと認めました。審査の意見は、各公営企業会計のいず

れにおいても資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されませんでした。今後とも長期にわたり持続可能な財政運営に努めていただきたいと思います。

なお、各公営企業会計の資金不足比率の状況、各企業会計の資金不足比率の推移につきましては、7ページから9ページをご参照ください。

以上で、審査意見書に対しての説明を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

日程第14 議案第52号 福崎町手話言語条例の制定について

日程第15 議案第53号 福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長 日程第14、議案第52号、福崎町手話言語条例の制定について及び日程第15、議案第53号、福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

福祉課長 議案第52号、福崎町手話言語条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案第52号資料の1ページをご覧ください。

条例制定に至る背景をご説明いたします。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されました。

少し飛ばしまして、福崎町では、令和5年4月28日に福崎町・関西福祉大学・一般社団法人ART FUNKの3者による共生のまちづくりに係る連携協定が締結され、共生のまちづくりに向けた取組体制が強化されました。

令和5年5月7日に、神崎郡在住のろう者の方の当事者の団体である神崎ろうあ協会が設立され、活動を開始されています。

令和5年9月23日には、全国手話ダンス甲子園決勝大会を福崎町で開催し、手話を活用した新たな文化形成のため、全国に先駆けて取り組みました。また、令和6年度事業でも第2回手話ダンス甲子園決勝大会を令和6年9月22日に福崎町で開催します。

このような経緯により、福崎町において、手話を言語として保障し、町民や企業等が連携して広く社会へ啓発する基盤が整いつつあります。

よって手話言語条例を福崎町において定め、町民生活におけるコミュニケーションツールとして手話を発展させることで、全ての町民が安心かつ安全に暮らすことができる町を目指し、福崎町手話言語条例を提案させていただきます。

資料2ページをご覧ください。

手話言語条例（案）の①基本理念でございます。2つの基本理念を設定しております。

まずは、「言語権の保障～手話で日常生活を送れること」と、「言語性の保障～手話は言語だと広く社会に浸透すること」を、それぞれ理念の中心といたしま

した。

ろう者にとって、言語である手話の保障はもちろん、手話はろう者とコミュニケーションを図るために、聞こえる人にとっても必要な言語であるという認識が重要です。そして、ろう者と聞こえる人が互いに人格と個性を理解し尊重し合いながら全ての町民が共生できる地域社会の実現を目指し、手話の普及や啓発を通じて、手話文化を形成します。

②基本方針は3つとし、（１）手話によるコミュニケーションサポート、（２）手話通訳者の確保及び養成、（３）手話を通じた交流促進としています。

次に、２ページ右側をご覧ください。

上段は基本方針に沿った施策の体系図をお示ししています。下段には、施策に取り組むための主な事業を列举しております。

次に、議案第５２号の議案書をご覧ください。

１ページでございます。

前文では、先ほど申し上げました条例の制定の趣旨を、第１条では目的を、第２条では定義を、第３条では基本理念を、次２ページです、第４条では町の責務を、第５条では町民等の役割を、第６条では施策の推進を、第７条では学校教育における理解の促進をそれぞれ明記しております。

附則として、この条例は令和６年１０月１日から施行します。

この条例を制定することで、聞こえる人も、聞こえない人も、互いに尊重し合い、理解と交流を深め合う共生社会の実現に向けて取り組みます。

以上で、議案第５２号についての説明を終わります。

続きまして、議案第５３号、福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第５３号資料の１ページをご覧ください。

改正理由です。介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、福崎町地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例も同様に改正するものです。

改正の概要は、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化で、２点あります。１点目、現行の当該職員の員数について、第１号被保険者の数に応じて、または地域包括支援センターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は常勤換算方法によることを可能とするものです。

２点目。上記にかかわらず地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第１号被保険者の数を合算した数において、おおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに地域包括支援センターに配置すべき３職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）の常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該一の地域包括支援センターがそれぞれ３職種の配置基準を満たすものとするもの。また、この場合において、質の担保の観点から、当該一の地域包括支援センターは３職種のうちいずれか２以上の常勤の職員を配置しなければならないこととするものでございます。

次に、条例の改正についてご説明いたします。

資料の２ページをご覧ください。新旧対照表です。

第１条及び第２条の改正は、引用条文の変更によるものです。

第3条第1項の改正は、先ほどの改正の概要で申し上げました1点目の改正で、職員配置を常勤換算法によることができるものとする改正と、語句の説明文の変更によるものです。

次、3ページです。

第3条第2項の改正は、改正の概要で申し上げました2点目の改正で、3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）の常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする改正でございます。

資料の1ページにお戻りいただきまして、一番下の改正による影響を説明させていただきます。

条例改正の趣旨は、市町において複数の地域包括支援センターを配置している場合に、それぞれの地域包括支援センターで3職種の配置について職員確保が困難なため不足するような場合に、複数の地域包括支援センターでの共同配置を可能とするものでございます。

福崎町では、町直営の福崎町地域包括支援センター1か所のみの設置で福崎町全域の住民の健康の保持及び生活の安定のための援助を行っています。また、必要な3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）についても常勤で1名以上配置しているため、今回の条例改正の影響を受けず、職員配置等も変更はございません。

以上で、議案第53号の説明を終わります。両議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いをいたします。

日程第16 議案第54号 福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長 日程第16、議案第54号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

ほけん年金課長 議案第54号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第54号説明資料の1ページの左側をご覧ください。

改正の概要です。

国民健康保険法の一部改正により、被保険者証に関する規定が削除された改正法が令和6年12月2日から施行されることに伴い、福崎町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

条例改正の内容は、被保険者証の交付、再交付などに関する規定を削除するものです。

施行期日は、令和6年12月2日からです。

国民健康保険法の改正により、12月2日から被保険者証の新規発行を行わなくなり、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みへ移行します。資料1ページの右側には、12月2日からの保険証などの取扱いについて記載しています。

黒丸1つ目は、交付済みの保険証の取扱いです。有効期限（原則令和7年7月31日）までは、これまでどおり医療機関等で使えます。

次の黒丸から下は、12月2日以降に国民健康保険に加入された場合などについての取扱いです。

①保険証利用登録をしたマイナンバーカードをお持ちの方には、資格情報のお

知らせを発行します。この資格情報のお知らせだけでは医療機関で受診することができません。マイナ保険証が読み取りできない場合などに、マイナ保険証と併せて提示することで医療機関等で使えるものです。

②マイナンバーカードを持っていない方やマイナンバーカードを持っていても保険証利用登録をしていない方には、資格確認書を発行します。資格確認書は、現在の被保険者証とサイズ、内容がほぼ同じで、これまでの保険証に代わるものとして医療機関で使えます。

③マイナ保険証を持っているが、事情により資格確認書が必要な方には、申請により資格確認書を発行いたします。

という取扱いに変わっていきます。

2 ページ、3 ページには新旧対照表をお示ししていますのでご参照ください。

以上で、説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 会議の途中ですが、しばらく休憩いたします。
再開を2時10分といたします。

◇

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時09分

◇

議 長 会議を再開いたします。

日程第17 議案第55号 令和6年度福崎町一般会計補正予算（第2号）について

議 長 日程第17、議案第55号、令和6年度福崎町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第55号について、ご説明申し上げます。

令和6年度福崎町一般会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、7,010万円を追加し、補正後の予算総額を102億4,170万円とするものであります。

議案1ページ、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。

事項別明細書15、16ページをお開きください。

2款、総務費、5目、財産管理費の普通財産管理等委託料20万円の増額は、町有地普通財産の草刈り等の委託料で、作業範囲の増加及び高木の伐採を1か所行ったことによるものです。

7目、地域振興費の地域交流広場事業補助金30万円の増額は、八千種地区交流広場のトイレの故障による修繕と福崎地区交流広場のエアコン修繕経費に対する補助を行うものです。

8目、情報管理費の11節、役務費、ネットワーク回線利用料と12節、委託料の電算システム改修業務委託料（情報システム標準化）の合計1,440万円の増額につきましては、議案第55号資料の1ページをご覧ください。

これは、自治体情報システム標準化事業で、令和7年度末までに標準化対象18業務について標準システムへ移行を行うもので、当初予算で計上しておりました情報システム標準化経費について、補助金対象経費の精査を行い、経費の

増加及び新たな経費が発生したため増額補正を行うものです。下段のシステム標準化に係る経費の表の１１節、役務費、ネットワーク回線利用料１６５万円は、新たな経費で、ガバメントクラウドへ接続する回線の整備費及び回線利用料になります。中ほどの１２節、委託料、電算システム改修業務委託料（情報システム標準化）の計１，２７５万円の増額は、システム業者ごとの増減によるものと新たに庁舎内ネットワーク機器の設定が必要になったためその経費を計上しています。この補助対象経費に対して地方公共団体情報システム機構（Ｊ－Ｌｉｓ）から満額補助の内示をいただいております、この財源、雑入のデジタル基盤改革支援補助金を１０分の１０充当しております。

事項別明細書１５、１６ページに戻っていただきまして、１３目、諸費の税外還付金６０万円の増額は、医療費助成事業の国・県負担金補助金の実績により返還を行うものです。

次に１７、１８ページをご覧ください。

３款、民生費、５目、医療助成費の電算システム改修業務委託料６６万円の増額は、令和６年１１月から実施される母子家庭等医療費助成の所得制限の限度額引上げに伴い、医療費助成システムの改修を行うものです。

次に１９、２０ページをご覧ください。

３款、民生費、２目、児童手当費の電算システム改修業務委託料１３０万５，０００円の増額は、令和６年１０月からの児童手当の所得制限撤廃・高校生年代への新たな支給・第３子以降の支給を３万円に引き上げるなどの改正に伴うシステム改修で、当初予算では１５０万円計上しておりましたが、改正内容の詳細が分かったことにより１３０万５，０００円増額し、補正後の委託料を２８０万５，０００円とするものです。財源は、国庫補助金の子ども・子育て支援事業費補助金を１０分の１０充当しております。

次に２１、２２ページをご覧ください。

４款、衛生費、２目、予防費の１０節、需用費、予防接種ワクチン等薬品代２，１００万円及び１２節、委託料、新型コロナワクチン予防接種委託料１００万円の計２，２００万円の増額は、新型コロナワクチン予防接種について、当初予算では薬品代を１人当たり税抜き３，２６０円の２，３００人で積算しておりましたが、価格の見直しにより１人当たり税抜き１万２，１００円となる見込みのため、当初予算との差額分を増額補正するものです。この薬品代見直しに対して自己負担の増加が生じないように基金管理団体からの助成金が支給されるため、これを雑入の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金として１，９０９万円、助成金単価８，３００円掛ける２，３００人分を財源充当しております。

１８節、負担金補助及び交付金の予防接種健康被害給付金２２万９，０００円は、令和５年７月１０日に町内医療機関で新型コロナワクチン接種を受けた７５歳男性がギランバレー症候群を発症し、２９日間入院されました。現在は完治されています。この事案に対し、町の予防接種健康被害調査委員会から新型コロナワクチン接種が当該疾病と因果関係があるとし、厚生労働省に申請を行ったところ、令和６年５月３１日に健康被害の認定を受け、給付金の給付を行うものです。財源は国庫負担金の予防接種健康被害給付費負担金を１０分の１０充当しています。

次に２３、２４ページをご覧ください。

５款、農林水産業費、３目、農業振興費の１８節、負担金補助及び交付金の新規就農者育成総合対策事業補助金１５０万円は、令和６年６月に認定した新規

就農者１名に対し、経営開始資金として年間１５０万円を交付するものです。財源は県補助金の新規就農者育成総合対策事業補助金を１０分の１０充当しています。

同じく補助金の農業法人活性化支援事業補助金１１４万２，０００円につきましては、議案第５５号資料２ページをご覧ください。この事業は、経営体の雇用拡大に必要な機械の支援を行うもので、農事組合法人西治営農組合が農薬散布用ドローン１台購入、補助対象事業費３４２万６，０００円の３分の１補助で１１４万２，０００円の補助金となっています。財源は、県補助金の農業法人活性化支援事業補助金を１０分の１０充当しています。

次に、２５、２６ページをご覧ください。

同じく５款、農林水産業費、１目、林業振興費の伐根等処分委託料１５０万円の増額は、令和５年度にアケボノ企画との和解に伴う該当の土地の現況復旧に伴う樹木等の伐採、伐根、整地工事を行った際に大量の根株の廃棄物が発生しましたが、根に土がついていることにより、廃棄物処分ができなかったため、現地に集積しておりました。今回、根の集積から約半年が経過し、風雨により根の土が落ち、処分場の受入れが可能と判断し、この廃棄物約３０㎡を処分するため、廃棄物の積込み・運搬・処分費用を予算計上するものです。

次に、２７、２８ページをお開きください。

６款、商工費の２目、商工業振興費の８００万円の増額につきましては、議案第５５号資料３ページをご覧ください。

これは国庫補助事業が７月２６日に採択されたため予算化するもので、資料左側になりますが、事業名は地域観光新発見事業で、地域の観光資源を活用した地方誘客に資する観光コンテンツの磨き上げや、誘客につながる販路開拓及び情報発信に対して支援を行うもので、主な事業はもちむぎ新商品開発、東京での物産展開催、体験型観光ツアーなどとなっています。資料右側には事業の具体的な内容を記載しております。補正予算につきましては事項別明細書２７、２８ページに戻っていただきまして、観光コンテンツ開発等委託料７１０万円は、もちむぎ商品開発、丸の内イベント開催、モニターツアー、アロマセラピー体験等の委託料となっています。事業用備品購入費９０万円は、オリジナルスタンプが作成できるスタンプ機の購入費用となっています。財源は国庫補助金の地域観光新発見事業補助金を６００万円充当しております。

次に、２９、３０ページをお開きください。

８款、消防費、１目、常備消防費の１２節、委託料、埋蔵文化財発掘調査委託料１，５６０万円は、中播消防署本署建替用地の埋蔵文化財試掘調査を行ったところ、遺構が見つかったため発掘調査を行うものです。

同じく１２節、委託料、設計業務委託料２，１００万円の減額は、中播消防署本署建替事業基本設計及び実施設計業務委託の入札減によるものです。

１６節、公有財産購入費の土地購入費２５５万４，０００円の増額は、中播消防署本署建替用地取得に係る代替地の増額分です。建替用地より代替地の価格が高いため、その差額分につきましては、地権者より雑入の中播消防署建替事業代替地取得差金収入で２５８万９，０００円受け入れます。

２１節、補償補填及び賠償金の物件移転補償費３６５万１，０００円の増額は、倉庫・看板の補償費の増加及び補償物件の追加によるものです。

財源は、予算の減額による神河町・市川町の中播消防署建替事業負担金が９３万３，０００円の減、先ほど説明しました代替地差金収入が２５８万９，０００円の増で、その他財源全体では１６５万６，０００円の増となっています。

2 目、非常備消防費の 1, 0 5 5 万 9, 0 0 0 円の増額は、県大会出場経費 5 万 9, 0 0 0 円と全国大会出場経費 1, 0 0 0 万円を計上しています。全国大会出場経費等については議案第 5 5 号資料の 4 ページをご覧ください。令和 6 年 1 0 月 1 2 日に宮城県総合運動公園で開催される全国消防操法大会に係る経費の内訳と大会までのスケジュールを記載しております。

次に、事項別明細書に戻っていただきまして、3 1、3 2 ページをお開きください。

9 款、教育費、2 目、事務局費の一般備品購入費 3 0 万円は、文部科学省の不登校児童生徒等の学び継続事業の補助を受け、のぞみ教室の I C T 環境整備でパソコン 1 台を購入するものです。財源は、国庫補助金の教育支援体制整備事業費補助金を補助対象事業費 1 9 万 8, 0 0 0 円の 3 分の 1 で 6 万 6, 0 0 0 円充当しています。

次に 3 3、3 4 ページをご覧ください。

9 款、教育費、2 項、小学校費、1 目、学校管理費の 1 0 節、需用費、施設修繕料 1 4 0 万円は、公益財団法人ライフスポーツ財団の子ども活動支援金を受け、田原小学校アスレチックの一部取壊し及び改修を実施するものです。財源は先ほど説明いたしました雑入の子ども活動支援金を上限で 1 0 0 万円充当しています。

1 4 節、工事請負費の施設改修工事費 4 6 0 万円の増額は、当初予算で計上していました田原小学校屋外トイレ改修工事について、改修内容を見直し、国庫補助申請したところ令和 6 年 7 月に内示があったためこのたび増額補正を行うものです。

改修内容は、現在の和式便器 9 台を洋式のウォシュレット付暖房便座 6 基に改修し、各個室の間仕切り及び男女の間の間仕切りも改修いたします。トイレ改修に係る当初予算 2 4 0 万円に対し 4 6 0 万円増額し、補正後の予算を 7 0 0 万円としています。財源は、国庫補助金の学校施設環境改善交付金を補助対象事業費 6 0 0 万円の 3 分の 1 の 2 0 0 万円、町債の学校施設大規模改造事業債を補助対象事業費から補助金を差し引いた 7 5 % で 3 0 0 万円それぞれ充当しています。

1 7 節、備品購入費の一般備品購入費 3 0 万円は、これも国の不登校対策事業による田原小学校の不登校児童用サポートルームの環境整備で、防音用間仕切りを購入するものです。財源は、国庫補助金の教育支援体制整備事業費補助金を補助対象事業費の 3 分の 1 の 9 万 9, 0 0 0 円充当しています。

次に 3 5、3 6 ページをお開きください。

9 款、教育費、3 項、中学校費、1 目、学校管理費の一般備品購入費 3 0 万円は、これも国の不登校対策事業による福崎東中学校の不登校生徒用サポートルームの環境整備で、テーブル・椅子・パーティションを購入するものです。財源は、国庫補助金の教育支援体制整備事業費補助金を補助対象事業費の 3 分の 1 で 9 万 9, 0 0 0 円充当しています。

次に、歳入の説明をいたします。歳出の説明と重複する部分は割愛させていただきます。

事項別明細書の 9 ページ、1 0 ページをお開きください。

2 0 款、繰越金では、歳入歳出補正予算の調製に係り一般財源不足を補うため前年度繰越金を 1, 5 8 1 万 1, 0 0 0 円増額しております。

次に、1 1、1 2 ページをご覧ください。

2 1 款、諸収入、1 目、雑入の 1 行目から 5 行目及び 8 行目の過年度収入につ

きましては、医療費助成及び児童手当に係る国・県負担金、補助金の実績による追加交付となっています。

次は、議案表紙にお戻りください。

第2条、地方債の補正につきましては、議案の3ページをお開きください。

歳出でご説明いたしました田原小学校外トイレ改修に充当するため学校施設大規模改造事業債を300万円追加いたします。利率、償還の方法は、それぞれ記載しているとおりであります。

以上、議案第55号、令和6年度一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第18 議案第56号 令和6年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議長 日程第18、議案第56号、令和6年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

福祉課長 議案第56号、令和6年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,690万円を追加し、補正後の予算額を、それぞれ18億5,110万円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明をいたします。

事項別明細書の歳出の5ページ、6ページをお開き願います。

2目、償還金は、国庫支出金等過年度返還金1,522万円と、支払基金交付金過年度返還金168万円、合わせて1,690万円の増額をお願いするものです。

これは令和5年度決算の確定に伴い、概算で交付を受けていた、国・県の介護給付費負担金と、2号被保険者が加入する健康保険組合等から納入された資金を財源とする支払基金から受けた交付金、それぞれを精算するものでございます。

次に、前に戻っていただいて、歳入の1ページ、2ページをお開き願います。

県負担金の、1目、介護給付費負担金40万円の増額は、令和5年度精算で追加交付を受ける分の増額でございます。

歳入3ページ、4ページをお開きください。

介護保険財政調整基金繰入金は、歳出で計上しております過年度返還金に充当するため、1,650万円を基金から繰り入れるものでございます。

なお、議案第56号資料、1ページ、2ページには勘定表、3ページには返還額等の一覧をお示ししておりますのでご参照ください。

以上で議案第56号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。

定例会2日目は9月10日火曜日、9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時30分